

国 際 情 勢
総 目 次

人民元の「デジタル化」と国際化	2
「新冷戦」下のイギリス外交と欧州政治協力	12
—— アフガニスタン中立・非同盟構想、1980-1981年 ——	
米国における民兵	25
—— National Guardとミリシアの歴史的系譜 ——	
パレスチナ人捕虜の出産の権利をめぐる問題	36
コロナ禍の南シナ海問題	43
—— 大国間で揺れるフィリピン ——	

人民元の「デジタル化」と国際化

1. はじめに	3
2. デジタル人民元の導入に邁進する中国	4
3. 人民元の「デジタル化」と国際化	6
4. おわりに	9

1. はじめに

中国は、2019年の夏以降、中央銀行が発行するデジタル化された法定通貨（CBDC: Central Bank Digital Currency）、いわゆるデジタル人民元の発行に向けた取り組みを積極的に公表するようになり、その実態が明らかになってきた。現在では、人民元をデジタル化するための法整備や使用に関する実証実験が着々と進められ、2022年2月から北京で開催される冬季五輪までに、同通貨が導入される方針であるという⁽¹⁾。

このような動きに対して、それまでCBDCの研究調査に慎重であったアメリカの連邦準備制度（FRB）を含め、先進国の中央銀行は重い腰を上げざるを得なくなった⁽²⁾。先進7か国の中央銀行と国際決済銀行は、デジタル通貨の課題や利点を整理する報告書を2020年の10月にまとめ、今後さらなる実証実験が進められる予定である。

人民元のデジタル化に向けた中国の試みに神経を尖らせているのは、各国中央銀行だけではない。日本を含めた各国政府やメディアも、デジタル人民元がもたらしうるドルを基軸通貨とする現在の国際通貨システムへの影響や、さらには安全保障に対する影響を懸念している⁽³⁾。前者は、デジタル人民元の発行は「一帯一路」と相まって人民元の国際化を加速させ、ドルの覇権が脅かされるという議論であり、ドルに代わる決済システムの出現をも予測している⁽⁴⁾。後者では、新たな決済システムの出現によってアメリカの金融制裁の効力が奪われることや、国際金融に関するビッグデータが中国へ集積されることなどが問題視されている。

このようにデジタル人民元の発行は、各国の通貨主権が脅かされる可能性があると同時に、既存の国際通貨システムならびに国際社会におけるパワーバランスをも変容しうる大問題であると語られることが度々ある⁽⁵⁾。現時点で、デジタル人民元の実態は不明確で得体のしれない存在である。また、米中対立が激化し両国のデカップリングが進むなかでも中国は、修正主義的な対外行動を積極的に展開している。そのような状況ゆえに、いわゆる「デジタル人民元脅威論」が声高に叫ばれるという状況がうまれているのではないか。本当にデジタル人民元の出現は、既存の国際通貨システムや安全保障上の脅威となりうるのであろうか。

結論を先に述べると、現状ではデジタル人民元の出現が、人民元の国際化の起爆剤となる可能性は低く、主要国における安全保障上の脅威が急に増大するということもないということである。本稿では、まず中国が発行を目指すデジタル人民元がどのような特徴を持った通貨であり、どのような経路で発行されるのか。また、その発行にはどのような長所や短所があり、現在までどのような導入に向けた経過をたどっているのかを確認する。その後、現在までの人民元の国際化に向けた進捗と、それが停滞している要因について考察を

加える。そのうえで、デジタル人民元が新たな通貨圏を構築する可能性についても分析することとする。

2. デジタル人民元の導入に邁進する中国

(1) 国内での小口決済用に開発が進むデジタル人民元

その存在が脅威とも考えられているデジタル人民元が、どのような通貨であるのかまずは簡単に確認しておくこととする。デジタル人民元は、中国の中央銀行である中国人民銀行（人民銀行）が発行するデジタル化された法定通貨である。そもそもCBDCには、銀行間決済や外国為替取引などで用いられる大口決済用CBDCと、リテールで用いられる小口決済用CBDCが存在し、中国で発行に向けて主に実験が進められているのは後者である。すなわち、中国は現金の一部を代替するかたちで、デジタル人民元をまずは国内で流通させようとしているわけである⁽⁶⁾。小口決済用CBDCであるデジタル人民元の発行と流通は、基本的に一国のシステムで管理することが可能であるが、大口決済用CBDCによる国家間をまたぐ取引を管理するシステムを構築しようとするれば、他国の中央銀行をはじめとした金融機関相互の協力が必要となる。また、通貨は海外貿易決済や準備通貨として幅広く用いられるようになって初めて国際化が進んだといえる。そのため、現在発行されようとしているデジタル人民元の国内での流通と、人民元の国際化を同列に論じることはそもそも困難である⁽⁷⁾。

その発行と流通の仕組みについては、人民銀行がデジタル人民元を発行し、四大銀行や支付宝（アリペイ）や微信支付（ウィーチャットペイ）といった民間業者を通じて流通させる、いわゆる「二層構造」が採用される可能性が高い。つまり、現在の通貨の波及経路や体系は変えずに、人民銀行がデジタル人民元の発行や流通を一元的に管理することとなる⁽⁸⁾。そして、個人はスマートフォン（スマホ）の端末にダウンロードされた電子ウォレットを用いて、デジタル人民元で銀行を介することなく決済を行うわけである。中国は、2018年に全てのスマホ決済を監視するために「網聯」というシステムを稼働させており、同様の監視がデジタル人民元決済においてもなされる。

これらのことからわかるように、デジタル人民元を国内で流通させる主な長所は、現金の流通量を減少させることで政府が資金の移動を容易に把握することができ、脱税やマネーロンダリングといった犯罪を防止することにある。また、現金によって国外に資金が流出するのを防止し、人民元の通貨価値をより安定的に維持することが可能となる。加えて、中国政府は国民の消費行動を逐一把握することができるので、機動的な経済対策をう

つことも可能になる。もちろん、デジタル人民元を導入することはメリットばかりではない。金融危機が発生した際には、預金者が銀行預金を信用力の高いデジタル人民元に移し替えることで、取り付け騒ぎが頻発することもあると考えられる。そのようなリスクも踏まえた上で、中国はデジタル人民元の発行に邁進している。

中国国民にとってもスマホ決済で使用可能なデジタル人民元は、アリペイやウィーチャットペイよりもはるかに使い勝手がよいものとなる。なぜなら、これらのスマホ決済は使用可能な場所が限られ、今のところそれら電子マネーの相互使用も出来ない。一方、デジタル人民元は法定通貨であるため、その受け取りを店側が拒否することは基本的にはできず、どこでも使用することができる。また、店側にとってもその場で即時的に決済が完了し、決済の際の手数料がほぼかかるとのことのないデジタル人民元を導入しない理由はない。また、デジタル人民元は個人間の送金が銀行を通すことなく可能となる。中国のスマホ所有者の約80%はすでにスマホ決済を利用しており、キャッシュレス決済比率は年々増加している。これらの理由から、もしデジタル人民元の発行が開始されたなら、それが国内における主たる決済手段となる可能性は極めて高いと考えられる。

(2) デジタル人民元の発行に向けた技術開発と法整備の進展

中国は、デジタル人民元の発行に向け、技術開発や法整備、導入試験を着々と進めている。その一方で、既存の金融システムへの影響からCBDCの発行に慎重であった先進各国の動きは遅れをとっている⁽⁹⁾。

中国は、ブロックチェーン技術を用いたビットコインの出現以降、2014年よりデジタル通貨の研究を開始し、2017年には人民銀行デジタル通貨研究所を設立している。この研究所は、既にデジタル通貨関連技術の特許を74件（2019年10月13日時点）出願しており、デジタル人民元を発行するための要の組織となっている⁽¹⁰⁾。デジタル通貨の発行においては、偽造や盗難を防止するための情報セキュリティ技術、決済情報を管理するための台帳に関する技術などが必要となる。また、将来デジタル人民元をクロスボーダーな取引で使用するということになれば、他国との技術的な問題のすり合わせや技術の標準化といった問題も発生することが予想される。多国間での技術的な問題の解決を主導するためにも、デジタル通貨を発行するための技術基盤の強化は極めて重要なものである。一方、そのような中国のデジタル通貨に関する技術力の強化に対して、他国が疑心暗鬼になっていることも確かである。

デジタル人民元の流通に向けた法整備も中国では進んでおり、2020年1月1日にはブロックチェーンやデジタル通貨の導入を推進する基礎となる「暗号法」が施行された。また、同年10月に人民銀行は、デジタル人民元を法定通貨に加える法制度を整えると発表してい

る。この法律では、通貨の供給が不安定化することを防ぐために、個人や組織が仮想通貨などの暗号資産を発行することが禁止されるようである⁽¹¹⁾。この暗号資産に対する法規制については、2017年から続くビットコインなどの暗号資産に対する取り締まりを強化する流れを引き継ぐものである。

このように、中国は人民元をデジタル化し国内で流通させるための施策を次々と打ち出している。しかし、このデジタル人民元をクロスボーダーな取引に用い、人民元の国際化を進めようとなれば多くの国内外における課題が存在する。そのことを次章では確認していく。

3. 人民元の「デジタル化」と国際化

(1) 人民元の国際化の過程と現状

国内における決済手段としてのデジタル人民元の優位性については、前述したとおりである。しかし、デジタル人民元が国内で普及したからといって、それがどの程度人民元の国際化に繋がるのかは未知数である。ここでは、まず人民元の国際化が今までどのように進展してきたのか、またその現状を明らかにしておく。

中国は1996年にIMF八条国に移行し経常取引の自由化を達成したものの、厳密な資本管理が前提となっていたため、人民元の国際化には当初消極的な姿勢であった。そのような姿勢を中国が改めるきっかけとなったのは、2008年に発生した世界金融危機である。この時、米ドル建て準備資産の価値の棄損や米ドル基軸通貨体制のリスクを認識した中国は、翌2009年に人民元を国際化させる方向に政策を転換させた。同年に、人民元建て貿易決済を開始し、2015年には中国の貿易における人民元建て決済の割合は約25%まで上昇した。加えて、人民元建短期流動性支援を名目として、人民銀行は世界各国の中央銀行とスワップ協定を結んだため、各国の準備通貨としての人民元も増加することとなった。このような人民元を国際化するための一連の政策が推進された結果、人民元は2015年に国際通貨基金の特別引出権（SDR）の構成通貨に選出された。2009年の政策転換以降、順調に人民元は国際通貨としての地位を向上させてきたように見える⁽¹²⁾。

しかし、2015年に中国の貿易における人民元建て決済の割合が最高になって以降、その割合は下落している。また、国際決済における元建て決済の割合は、わずか4%程度であり、米ドル、ユーロ、ポンド、日本円に次いで第5位（2019年）である。また、人民元建準備通貨の割合も大きく伸びることはなく約2%に甘んじている⁽¹³⁾。つまり、GDPの大きさが世界第2位であり、その成長率も先進国を凌駕しているにもかかわらず、現状では人民元

の国際化は明らかに停滞しているといつてよい。

(2) 通貨が国際化するための必要条件

それではなぜ、人民元の国際化が進展しなかったのかその理由について触れておく。特定国の国民通貨が国際通貨となるためには、以下の条件が満たされる必要があると一般的にいられている。当該国の世界経済におけるシェアが大きく、その国民通貨への信認が国際的に確立していること、資本為替市場が発達しており対外的に自由に開かれていることが条件となる⁽¹⁴⁾。

もちろん現在の中国が、世界経済の中心に存在する国家であることはいうまでもない。しかし、人民元への国際的な信認という意味ではどうであろうか。通貨が広く信認されるためには、為替やインフレ率が長期的に安定していることや、国家制度や政治の安定性に対する信頼が求められる。中国では管理フロート制が導入されているため人民元為替レートは安定しているように考えられるが、2015年に上海総合株価指数が暴落するとともに大規模な国外への資本流出が発生し、人民元は切下げられることとなった⁽¹⁵⁾。この根本要因については、中国における過剰生産設備や金融機関の不良債権、国有及び民間企業の債務といった様々な問題が指摘されている。その後、中国では資本規制が強化され、資本移動の自由化に向けた動きは停滞している。

国際金融のトリレンマとして知られるように、資本移動の自由、金融政策の独立性、為替の安定性（固定相場制）は、同時に達成することが出来ない。人民元の国際化を推進しようとするれば、資本移動の自由が認められなければいけないが、中国国内には前述したような経済における根本的な問題が存在するし、それらは一朝一夕に解決できるようなものではない⁽¹⁶⁾。また、もし問題を抱えた状況のなかで資本移動の自由が認められたとしても、為替の安定性が損なわれるなど、人民元のさらなる国際化に支障が出る可能性が高いといえよう。

加えて、中国は共産党を中心とした権威主義体制であり、同国の国家資本主義的政策が現在の米中対立の根幹にあるといつてもよい。それは、もはやイデオロギー対立の様相を呈している。また、中国は東シナ海や南シナ海、台湾周辺で修正主義的な対外行動を見せ、香港の民主化運動についても弾圧し抑え込んだ。直近の各国における対中感情の急激な悪化からもわかるとおり、現時点で中国は国家制度や政治の安定性、対外行動について他国からの信頼を勝ち得ているとは到底いえないであろう⁽¹⁷⁾。

このように、現在の中国は人民元の国際化が進展するための必要条件を満たしているとはいえないし、今後その条件を満たすためのハードルもかなり高いといわざるを得ない。そして、小口決済用のデジタル人民元の発行そのものが、これらの問題を解決する特

効薬のような性質をもつものではないことは明らかである。

(3) 「デジタル人民元圏」を創出する困難性

人民元が、国際化するための必要条件を満たしていないことは先に述べた通りである。それでは、なぜデジタル人民元の出現が、人民元の国際化に向けた起爆剤となるかのよう言説が飛び交っているのか。それは、人民元の国際化の前提となる資本の自由化という問題が過小評価されるとともに、デジタル人民元の銀行を介さず当事者間で直接取引ができるという性質が、過剰に評価されているからであろう。銀行を介さないデジタル人民元は、まず国内で小口決済のための通貨として利用された上で、その後クロスボーダーな大口決済においても利用されるようになるというストーリーが語られる。国際決済において圧倒的な地位を築いてきた、米銀を中心としたドル決済システムを迂回する新たな決済インフラが、デジタル人民元の登場とともに創出され、アメリカの敵対国を含む「デジタル人民元圏」が出現すると想定されているのである⁽¹⁸⁾。

しかし、人民元建て決済のためのクロスボーダー銀行間決済システム（CIPS）を、既に中国は2015年に立ち上げており、加盟金融機関は1000近くに増加している。とはいうものの、前述したとおり中国の貿易における人民元建て決済の割合が増加しているわけではない。これは、ドル決済を迂回するような人民元建て決済システムへの需要が、現時点では必ずしも大きくないことを意味している。また、デジタル人民元を用いたクロスボーダーな決済システムを構築するためには、銀行間で取引される大口決済用CBDCを用いた決済システムなどが必要となり、そのためには各国中央銀行の協力が必要不可欠となる。そのため、中国がクロスボーダーな「デジタル人民元圏」を創出しようとすれば、各国中央銀行との調整のための手間や時間が非常にかかると考えられる。

確かに今後、「一帯一路」の関係国に対して中国は、デジタル人民元での貿易決済やその流通、ひいては同国のデジタル通貨を発行するための技術を用いた、金融インフラの構築を求めるといったことがあるかもしれない。しかし、一国の金融インフラの構築や通貨の流通は、国家主権に関わる問題であり、いくら中国からの対外投資が多い国であっても、それらの要求を簡単に受け入れることは困難であろう。密接な経済関係や安全保障における友好関係とともに、国家に対する信頼や共有すべき価値観が存在しない限り、現在のユーロ圏や過去に存在したスターリング圏のような通貨圏を中国が築くことは難しいといえるのではないか。

4. おわりに

香港自治法が2020年7月にアメリカで成立し、中国の個人や金融機関もアメリカの金融制裁の対象になりうることとなった。そのため、中国としても万が一の状況に備えて、貿易決済におけるドル依存を減少させ、人民元決済比率を今後高めていきたいという意図はあると考えられる⁽¹⁹⁾。また、アメリカの敵対国などもドル建ての国際決済を迂回するような決済システムの存在を重宝する可能性がある。

デジタル人民元の発行と中国国内での流通は、もはや時間の問題といえるが、本稿で考察してきたように、デジタル人民元を中国が発行したからといって、すぐに人民元の国際化や「デジタル人民元圏」の構築が進むとは考えづらい。デジタル人民元は、国内決済のためのツールであり国際決済に用いようとすれば、資本の自由化や大口決済システムの構築、中国という国家そのものに対する信頼など、国内外における大きなハードルが待ち構えている。そして、「デジタル人民元圏」の広がりが限定されている以上、ドル決済システムを用いたアメリカの金融制裁能力は、ある程度保持され続けることになるだろう。もちろん、中国には国際貿易における人民元決済圏の拡大という目標は存在し続け、そのための施策が今後も講じられよう。そして、デジタル人民元を信認し国内で利用するような国家がいずれ現れるかもしれない。しかし、たとえそのような事態が発生したとしても、中国が通貨の国際化の必要条件を満たすために根本的な問題を解決しない限り、デジタル人民元はごくわずかな地域における域内通貨にとどまるであろう⁽²⁰⁾。

とはいえ、デジタル人民元の発行のための実証実験が中国で進むなか、CBDCを発行する予定がないからといって、主要国の中央銀行が何もしなくてよいということにはならない。今後、世界各国の通貨がCBDCに置き替えられ、新たな決済システムが構築されるような状況を想定し、技術開発や国際協力を主要国中央銀行は進める必要があろう。それは、デジタル通貨時代の新たな国際通貨秩序の模索といってよい。CBDCを用いた国際決済に関する技術標準や決済に関わるビッグデータなどを中国に抑えられないためにも、CBDCに関する実証実験を主要国中央銀行が協力の上で行うことが求められる。日本銀行もすでに実証実験を進めており、今後は直近までCBDCの研究調査に後ろ向きであったFRBと積極的に連携することが大きな課題となろう。日銀とFRBのCBDCをめぐる連携は、現在及び未来の国際金融システムにおける不確実性を除去することに寄与すると考えられる。

また、既存の米ドルを中心とした決済システムを安定的に運用し、他国のドル決済体制に対する不信を助長させないためにも、アメリカは当事国だけではなく二次的な金融制裁に対しても慎重になるべきである。現在のドル決済システムに不信を抱く国々は、続々とその抜け道としての決済システムを構築する可能性があり、そのことは新たな安全保障上

の脅威ともなりうる。そのような状況をうまいためにも、アメリカは自国が管理可能なドル決済システムが、強大な特権であることをよく認識したうえで、金融制裁の発動においてはより慎重な姿勢が求められる。

注

- (1) 『日本経済新聞』2020年5月27日朝刊9頁「デジタル人民元、22年までに、北京冬季五輪へ実証実験、QRコード使い決済。」
- (2) 各国中央銀行は、CBDCの発行による金融政策の機能の低下や通貨の偽造、資金洗浄など犯罪が助長されることを懸念していた。特にFRBは、世界の基軸通貨であるドルの地位が脅かされることを懸念し、当初は先進国中央銀行間の研究調査に参加していなかった。
- (3) 自民党の「ルール形成戦略議員連盟」は、人民元のデジタル化と国際化を安全保障に関わる問題ととらえ、政府に提言を行っている。この点については、自由民主党「デジタル人民元への対応について～通貨安全保障の視点から～」<https://kobayashi-takayuki.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/d82b7c91b0e9b9f29dbe7227a7654f05.pdf> を参照。
- (4) 本稿において人民元の「国際化」とは、中国の国民通貨である人民元が、貿易決済通貨や準備通貨として国際金融市場で幅広く用いられる状態を示す。
- (5) 例えば、Aditi Kumar and Eric Rosenbach, 'Could China's Currency Unseat the Dollar?: American Economic and Geopolitical Power Is at Stake', *Foreign Affairs*, May20 2020. <https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2020-05-20/could-chinas-digital-currency-unseat-dollar>
- (6) この点については、中国人民銀行総裁の易綱が指摘している。『日本経済新聞』2019年9月25日朝刊9頁「人民銀総裁、デジタル人民元の「発行時期未定」、リスク管理、整備に時間。」
- (7) この点については、『仮想通貨VS.中央銀行―「デジタル通貨」の次なる覇者』中島真志、新潮社、2020年、221-222頁、を参照。
- (8) デジタル人民元の決済システムについては、ブロックチェーン（分散型台帳）や既存の電子決済を基礎とした新技術の併用となる可能性が高い。ブロックチェーンは、ネット上の複数の端末で取引記録を相互に監視しており、過去のデータの改ざんが事実上不可能である一方、大量のデータ管理が難しいという特性がある。
- (9)すでにカンボジアやバハマ諸島では、CBDCであるバコン及びサンドドルが国民の金融包摂のために導入されている。その一方、先進国ではスウェーデンにおいてeクローナが発行され、大口決済についてはシンガポール通貨庁やカナダ中銀、日本銀行、欧州中銀などが実証実験を進めている。
- (10) 『日経ヴェリタス』2019年10月13日号1頁「現金よさらば―デジタル通貨が変える世界。」
- (11) 『日本経済新聞』2020年10月24日朝刊2頁「「デジタル人民元」法整備、中国、発行準備さらに加速。」暗号資産を媒介として人民元が国外に流出する可能性があり、中国ではその取り締まりが進められてきた。
- (12) 人民元の国際化の進展については、露口洋介「為替管理と人民元の国際化」小原篤次、神宮健、伊藤博、門闥編『中国の金融経済を学ぶ―加速するモバイル決済と国際化する人民元』ミネルヴァ書房、2019年、203-222頁、を参照。
- (13) 人民元建貿易決済の拡大が停滞するなか、人民元は現地通貨を対価とした為替介入通貨となることもなく、準備通貨としての地位を向上させることはできなかった。鳥谷一生『中国・金融「自由化」と人民元「国際化」の政治経済学―「改革・開放」後の中国金融経済40年史』晃洋書房、2020年、137頁、を参照。
- (14) 国民通貨の国際化の条件は、識者によって若干認識が異なる部分もあるが、国家の経済規模や通貨への信認、資本移動の自由については概ね一致している。

- (15) 2015年の人民元急落の要因などに関する実務家の視点として、浅川雅嗣『通貨・租税外交―協調と工房の真実』日本経済新聞出版、2020年、89-107頁、を参照。アジア開発銀行総裁である浅川は、人民元の国際化における障壁として人民銀行の独立性が実現しにくいことを挙げている。
- (16) この点については、Benjamin Cohen, “The yuan’s long march,” in Benjamin Cohen and Eric Chiu, eds, *Power in a Changing World Economy: Lessons from East Asia* (Routledge, 2014), Chapter 7, などを参照。
- (17) Laura Silver, Kat Devlin and Christine Huang, “Unfavorable Views of China Reach Historic Highs in Many Countries: Majorities say China has handed COVID-19 outbreak poorly,” Pew Research Center, October 6, 2020. <https://www.pewresearch.org/global/2020/10/06/unfavorable-views-of-china-reach-historic-highs-in-many-countries/> を参照。
- (18) 現在のドルを媒介とした国際決済のシステムは、その大半が国際銀行間通信協会（SWIFT）システムとアメリカのコルレス銀行のネットワークを通じて行われている。そして、アメリカはこのネットワークと情報を共有することで、テロリストなどの不法行為に関わる資金の流れを監視することができる。また、イランなどの敵対国の銀行をSWIFTから締め出すことで、金融制裁を加えることも可能になっている。SWIFTやコルレス銀行といった決済システムについては、中島真志『Swiftのすべて』東洋経済新報社、2009年；中島真志、宿輪純一『決済システムのすべて（第3版）』東洋経済新報社、2019年、を参照。
- (19) この点については、露口、前掲論文、221-222頁、を参照。アメリカの中国への実効的な金融制裁については、金融市場の大きな混乱につながる可能性が高く、政策として採用される可能性は極めて低いと考えられる。
- (20) 域内通貨としての人民元の可能性について論じた研究として、Masanori Hasegawa, “The Geography and Geopolitics of the Renminbi: A Regional Key Currency in Asia,” *International Affairs*, 94(3), p.535-552, を参照。

「新冷戦」下のイギリス外交と欧州政治協力

—— アフガニスタン中立・非同盟構想、1980-1981年 ——

1	はじめに	13
2	アフガニスタン中立・非同盟構想の形成と中断、1980年2月—3月	14
3	構想の復活とソ連に対する提案の実現、1981年5月—7月	18
4	おわりに	21

1 はじめに

1973年に欧州共同体（EC）に加盟してから、2020年に欧州連合（EU）から離脱するに至るまで、イギリスはEC/EU加盟国間の協力に概して消極的であり、他の加盟国にとっての「厄介なパートナー（an awkward partner）」だったと評価されてきた⁽¹⁾。本稿が分析の対象とするサッチャー（Margaret Thatcher）政権期は、EC予算への分担金の返還交渉や、連邦主義的統合への反対に見られるように、こうしたイギリスの消極的姿勢が典型的に表れた時代だとされている⁽²⁾。また、サッチャー政権はEC加盟国との協力よりも、むしろアメリカとの協力を重視したとされる。

しかし、1980年代初頭、サッチャー政権初期のイギリス外交について注意深く調べると、同国が欧州政治協力（European Political Cooperation）の枠組みで行われていたEC加盟国間の外交政策協力への関与を強めていたことがわかる⁽³⁾。当時のイギリスは、他のEC加盟国と様々な国際政治上の問題について緊密に協議しており、欧州政治協力の機構の強化も試みていた⁽⁴⁾。

では、当時のイギリスは、いかなる動機からEC加盟国間の外交政策協力に関与したのだろうか。この問題を考える上での一助とするために、本稿は、イギリスが、1980年代初頭のいわゆる「新冷戦」の文脈で欧州政治協力を活用した事例として、アフガニスタン中立・非同盟構想を分析する⁽⁵⁾。これは、1979年12月に起きたソ連のアフガニスタン侵攻を受けて練られた構想であり、大国と近隣諸国がアフガニスタンの中立と非同盟を保証することによって、ソ連のアフガニスタンからの撤退を実現させることを目指していた。

イギリスは、1980年2月に、アフガニスタン中立案を欧州政治協力の場で検討し始めた。この提案はフランスの反対のため実現しなかったが、翌1981年にもイギリスは同様の構想をEC加盟国の枠組みで提起した。その結果、同年7月にキャリントン（6th Baron Carrington）外相が、EC加盟国を代表してソ連のグロムイコ（Andrei Gromyko）外相にアフガニスタンに関する国際会議を提案することとなった。この提案は、ソ連から拒否されたものの、ソ連に対してEC加盟国が共同で国際紛争の解決案を提示した初めての経験となった⁽⁶⁾。

この提案にEC加盟国の枠組みが活用された背景には、キャリントンが、1960年代からEC加盟国の国際政治上の役割に大きな期待を寄せてきたことがあるだろう⁽⁷⁾。しかし、プラグマティストを自認するキャリントンが⁽⁸⁾、こうした期待のみに基づいてEC加盟国の枠組みを活用したとも思われない。当時のイギリスにとって、「新冷戦」の文脈で、EC加盟国の枠組みを活用することの具体的な利点はどこにあったのだろうか。

イギリスのアフガニスタン中立・非同盟構想を本格的に分析した唯一の研究は、イギリ

ス外務省の公式史家であるスミス（Richard Smith）による研究である。この研究は、アフガニスタン中立・非同盟構想をイギリスの冷戦政策の文脈に位置づけて詳細に分析しているが、イギリスがEC加盟国の枠組みを活用した動機については明確に示していない⁽⁹⁾。

これに対して、本研究では、イギリスがなぜEC加盟国の枠組みを活用したのかを分析の中心に据える。結論を先取りすれば、イギリスがEC加盟国の枠組みを活用した理由は、アメリカ抜きで枠組みを活用することによって、非同盟諸国やイスラーム諸国からの提案への支持を集めやすくなると考えられたからであった。同時に、イギリスは、EC加盟国の提案にアメリカからの支持を取りつけることによって、当時不安定であった米欧間の結束を強化することも目指していた。イギリスは、EC加盟国がアメリカと分業しつつ独自の役割を果たすことによって、西側全体の対ソ政策をより効果的にすることを構想していたのである。

2 アフガニスタン中立・非同盟構想の形成と中断、1980年2月—3月

（1）アフガニスタン中立案の背景

1979年12月24日、ソ連軍が国境を越え、アフガニスタンに侵入した。27日には、ソ連の特殊部隊によってアミン（Hafizullah Amin）革命評議会議長が殺害された。代わって、親ソ連的なカルマル（Babrak Karmal）が権力の座に据えられた。

ソ連のアフガニスタン侵攻は、米ソ間のデタントを終焉させた出来事として知られている。ただし、当時のソ連にとって、この行動は、アフガニスタンの社会主義政権を守るための防御的な政策として位置づけられていた⁽¹⁰⁾。アフガニスタンでは、隣国のパキスタンやイランで組織されたイスラーム主義者の反乱が相次いでいた。また、ソ連は、アミンがソ連を裏切ってアメリカとの協力を選ぶことを恐れていたのである。

しかし、アメリカのカーター（Jimmy Carter）政権は、ソ連がアフガニスタン侵攻を足掛かりとして、ペルシャ湾への進出を目論んでいると解釈した。アフガニスタン侵攻は、第三世界におけるソ連の拡張主義的な意図を裏付ける証拠だと考えられた⁽¹¹⁾。そのため、カーター政権は、ソ連を厳しい言葉で非難すると同時に、同国に対して穀物輸出の禁止やハイテク技術の売却禁止等の経済制裁を実施し、モスクワ・オリンピックのボイコットを計画した。だが、これらの措置はアメリカ単独で実施しても十分な効果が期待できないため、カーター政権は同盟国に協力を求めた。

野党党首時代から反共的な姿勢を打ち出していたイギリスのサッチャー首相は、ソ連に

対して厳しい姿勢をとった。イギリスは、アメリカの要請に応じて、ソ連を非難する国連総会決議の採択を主導し、1980年2月に期限が切れることになっていた英ソ信用協定（Anglo-Soviet Credit Agreement）の更新を取り止め、ECの対ソ農産物輸出に助成金を与えることに反対した。また、最終的には、失敗に終わるものの、モスクワ・オリンピックへのイギリス選手団派遣の阻止を模索した。ただし、イギリスは、自国の経済的利益が損なわれることを避けるために、本格的な経済制裁には消極的な姿勢をとった⁽¹²⁾。

それでもサッチャー政権は、他の欧州諸国と比べると、アメリカからの対ソ制裁の要請に協力的だった。西ドイツのシュミット（Helmut Schmidt）首相やフランスのジスカール・デスタン（Valéry Giscard d'Estaing）大統領にとって、デタントの継続への政治的・経済的な期待は大きかった。彼らはアメリカの反応は過剰だと見ており、同盟国への協議が不十分な点にも不満を抱いていた。欧州の主要国の中では、イギリス、西ドイツ、フランスの順で、アメリカからの対ソ制裁の要請に協力的だった⁽¹³⁾。

こうした制裁への協力と並行して、イギリス外務省は独自の構想として、アフガニスタン中立案を考案した⁽¹⁴⁾。1980年1月末にメイトランド（Donald Maitland）南アジア局長を中心に作成されたこの提案は、アフガニスタンの中立と非同盟を大国や近隣諸国が保障することによって、ソ連にアフガニスタンから名誉ある撤退を遂げさせることを企図していた。これは、19世紀以来のアフガニスタンにおけるイギリスの歴史的経験から示唆を得た提案でもあった⁽¹⁵⁾。

ここで重要なのは、この提案が、ソ連に対する制裁と相互補完的な関係にあると考えられていたことである⁽¹⁶⁾。ソ連に対して、拒否しづらい提案を突き付けることは、単に制裁のみを実施するよりもアフガニスタンからの撤退に向けての強い圧力となる。同時に、この提案は、将来的にソ連が撤退を望んだ際には、政治的解決のための糸口となりうるとも考えられた⁽¹⁷⁾。

サッチャーはこの提案が成果をあげる可能性に懐疑的だったが⁽¹⁸⁾、キャリントンはこの提案を実行に移そうとした。仮にこの構想が実現しなかったとしても、イギリスが失うものは何もなかったのである⁽¹⁹⁾。

（２）EC加盟国の枠組みを選択した理由

イギリスはアフガニスタン中立案を実行に移す上で、EC加盟国の枠組みを活用しようとした。まず、2月12日に開催された欧州政治協力の政治委員会で、イギリスは他のEC加盟国に考えを説明し、好意的な反応を得た⁽²⁰⁾。2月19日には、欧州政治協力の外相会議において、キャリントン外相がアフガニスタン中立案を提起し、他の加盟国から賛同を得た⁽²¹⁾。

なぜイギリスは、ここでEC加盟国の枠組みを活用しようとしたのだろうか。第一の理

由は、アメリカが含まれていない枠組みを活用した方が、非同盟諸国やイスラーム諸国からの支持を得やすいと考えられたためである。イギリス外務省内では、アフガニスタン中立案をアメリカが主導していると思われ、見られないことが重要であり⁽²²⁾、北大西洋条約機構(NATO)の枠組みで提案を行うことも望ましくないとされていた⁽²³⁾。これは、イギリスが、アフガニスタン中立案に、非同盟諸国やイスラーム諸国からの支持を取りつけようとしていたことと関連している。EC加盟国による提案には、アメリカによる提案に比べて、非同盟諸国やイスラーム諸国から、単なる冷戦上の策略だとは見なされにくいという利点があった⁽²⁴⁾。また、パレスチナ問題をめぐってアメリカの政策が批判されている中で、EC加盟国による提案には、イスラーム諸国にとって相対的に受け入れやすかった⁽²⁵⁾。そして、イスラーム諸国や非同盟諸国からの支持が得られれば、第三世界におけるソ連の影響力拡大を阻止し、ソ連に対してアフガニスタンからの撤退に向けての強い圧力をかけられると考えられた。

第二に、この提案には、米欧間の結束を回復する狙いがあった。この時期、対ソ政策をめぐって米欧関係が緊張しており、イギリス外務省内には、米欧の対立がソ連に利用されることへの懸念があった⁽²⁶⁾。イギリスは、この原因の一つが米欧間での協議の不足にあると考えていた⁽²⁷⁾。とりわけ当時のフランスは、アメリカが計画したいかなる会合への参加も拒否していた⁽²⁸⁾。アフガニスタン中立案を作成したメイトランド南アジア局長は、欧州政治協力を活用する利点は、フランスが含まれていることにあったと回顧している⁽²⁹⁾。英独関係を軸に、フランスを含むEC加盟国共同の提案を作成し、これにアメリカが支持を与える。イギリスは、このようにして米欧間の接点を作り出そうとしていた。

実際、イギリスは、欧州政治協力での協議と並行して、アフガニスタン中立案についてアメリカと緊密な協議を行っていた。そもそもメイトランドはアメリカ国務省のニューサム(David Newsom) 国務次官(政治担当)と議論する中で中立案を考案していた⁽³⁰⁾。ヴァンス(Cyrus Vance) 国務長官も2月21日に訪英した際に、アフガニスタン中立案に好意的な反応を示していた⁽³¹⁾。アメリカ抜きで枠組みを使うことは、アメリカの意見を無視することを意味しなかった。

以上を総合すると、イギリスはEC加盟国がアメリカには果たせない役割を果たすことで、米欧が協働することを構想していた。こうした構想は、EC加盟国の国際政治上の役割は、アメリカの外交路線と相互補完的であるべきだというキャリントンの考えにも合致していた⁽³²⁾。フィッツハーバート(Giles FitzHerbert) 欧州共同体(域外)局長は、EC加盟国の役割は、独自の立場から、アメリカの行動を援護することにあると記している。これによって、EC加盟国は、ソ連に対して、アメリカにはかけられないような形の圧力をかけられるのであった⁽³³⁾。そして、イギリス外務省内には、こうした見解への広いコ

ンセンサスがあった⁽³⁴⁾。

(3) フランスの反対による構想の中断

上述のように、2月19日に、EC加盟国外相は、アフガニスタンの中立という目標について一致した。特にゲンシャー（Hans-Dietrich Genscher）西ドイツ外相がアフガニスタンの中立と非同盟を強く支持したことは、イギリスにとって大きな追い風となった⁽³⁵⁾。しかし、その後、EC加盟国はこの提案をいかにしてソ連に提示するかをめぐって対立することとなる。

イギリスは、アフガニスタン中立案をソ連にすぐに提案することを望んでいた。イギリスはソ連との閣僚レベルでの接触を停止していたが、EC議長国イタリアはソ連と自由にコンタクトできた⁽³⁶⁾。そして、この点についても、キャリントン外相の考えは、ゲンシャーの考えと一致していた⁽³⁷⁾。

しかし、こうしたイギリスの主張に反対したのがフランスであった。2月28日に開催された欧州政治協力のアジア作業部会で、イギリスはアフガニスタン中立案を直ちにソ連に提案することを提起したが、フランスはこれを拒否した⁽³⁸⁾。フランスは、直ちに提案すれば、ソ連に簡単に拒否されてしまうと反対の理由を説明している。だが、フランスの反対の背景には、独仏関係を軸に、ヨーロッパの対ソ政策を形成したいという思惑があったという見方もある⁽³⁹⁾。

フランスによる拒絶を受けて、イギリスは、非公式にソ連の駐英大使に中立案を伝えた。3月13—14日に開催された欧州政治協力の政治委員会で、イギリスは、アフガニスタン中立案を各加盟国が個別に広めることを提起し、賛同を得た⁽⁴⁰⁾。その後も、欧州政治協力の場でアフガニスタン情勢についての議論は継続したが、フランスはアフガニスタン中立案について消極的姿勢を継続した。そのため、翌1981年まで、EC加盟国共同でのソ連に対する提案がなされることはなかった。

ただし、アフガニスタン中立案は、米欧間での協議の契機とはなった。ヴァンス国務長官はEC加盟国との協議の緊密さに満足を示している⁽⁴¹⁾。ただし、この提案の意図は、ホワイトハウスには上手く伝わらなかったようである。例えば、ブレジンスキー（Zbigniew Brzezinski）国家安全保障問題担当大統領補佐官は、この提案によって、イギリスがアメリカの立場から距離をとろうとしていると解釈している⁽⁴²⁾。

3 構想の復活とソ連に対する提案の実現、1981年5月—7月

(1) 国際会議の提案の背景

以上のように一度は断念されたアフガニスタン中立・非同盟構想は、一年後の1981年5月に、イギリス外務省内で再び検討され始めた。具体的には、二段階の国際会議を開催して、アフガニスタン問題の政治的解決を図ることが構想された。会議の第一段階では、国連安保理常任理事国にパキスタン、イラン、インドを加えた8か国と、イスラーム諸国会議の代表と国連事務総長が、アフガニスタンへの国外からの介入の停止や、将来的に介入を防ぐための保障について議論する。その上で、第二段階において、アフガニスタン人の代表を加えて、「独立した」「非同盟の」アフガニスタンを実現するために必要なあらゆる事項を議論することが目指された⁽⁴³⁾。

イギリスは、この提案がソ連に拒否される可能性が高いと予想していた⁽⁴⁴⁾。それにもかかわらず、イギリスがこの提案を再検討した背景には、ソ連の撤退に向けての努力が行き詰っていた事実がある。ペレス・デ・クエヤル（Javier Pérez de Cuéllar）国連事務総長や、パキスタンによる平和的解決の試みは行き詰っていた。こうした中で、イギリスは、ソ連によるアフガニスタンの占領が既成事実として国際社会に受け入れられることを阻止したいと考えていた⁽⁴⁵⁾。

それにもかかわらず、この時期、アメリカによる対ソ制裁はむしろ弱まっていた。1981年1月に発足したレーガン（Ronald Reagan）政権は、反共的な姿勢を強く打ち出し、ソ連に対する非難を繰り返していた。しかし、他方でレーガン大統領は、農家の利害に配慮し、ソ連に対する穀物禁輸の解除を掲げて大統領選挙を戦っていた。農務省が、外交政策への配慮をせずに大統領に圧力をかけていることに、ヘイグ（Alexander Haig）国務長官は不満を抱いていた⁽⁴⁶⁾。国務省はソ連に誤ったシグナルを送ることを懸念したが、レーガンは4月24日から制裁を解除することを決定し、国務省は押し切られる形となった。

こうした状況の中で、イギリスは、国際会議の提案によって、アフガニスタンへの国際社会の注目を再び高め、ソ連に対する圧力を継続することを目指していた。キャリントン外相は、5月20日にサッチャー首相に国際会議に向けてのイニシアティブを打診し⁽⁴⁷⁾、翌21日に同意を得た⁽⁴⁸⁾。

(2) 再びEC加盟国の枠組みを選択した理由

イギリスは、国際会議の提案を実行に移す上で、EC加盟国の枠組みを活用することを選択した。なぜ前年の中立案がフランスの反対によって頓挫したにもかかわらず、イギリスは再びEC加盟国の枠組みを活用しようとしたのだろうか。

イギリスがEC加盟国の枠組みを選択した前提条件として、今回はフランスの賛同を見込めたことが重要である。1981年1月27日にフランスのジスカール・デスタン大統領は、アフガニスタンに関する国際会議を提起していた。イギリス外務省内では、この提案にはイギリスの考えと共通する部分があると見られており⁽⁴⁹⁾、キャリントン外相も関心を示していた⁽⁵⁰⁾。さらに、5月に大統領に就任したミッテラン (François Mitterrand) は、ジスカール・デスタンのアフガニスタン政策に批判的であり、ソ連に対するより強硬な路線を望んでいた⁽⁵¹⁾。

では、イギリスが再びEC加盟国の枠組みを用いようとした積極的な理由は何だったのだろうか。6月上旬に、キャリントンは、この提案をイギリス単独での提案とすべきか、EC加盟国による提案にすべきかを検討することを望んだ⁽⁵²⁾。この要望を受けて、外務省内では、イギリス単独での提案か、イギリスの提案にEC加盟国が支持を与える形か、EC加盟国による提案か、いずれが望ましいのか検討がなされた⁽⁵³⁾。

イギリス単独での提案には、他のEC加盟国と協議する必要がないため、柔軟に実行できるという長所があるとされた⁽⁵⁴⁾。だが、イギリスは前年からアフガニスタン情勢について欧州政治協力で議論しており、既に国際会議の提案について西ドイツ、フランス、オランダと協議していたため、イギリス単独での提案は望ましくないと考えられた⁽⁵⁵⁾。そのため、イギリスの提案にEC加盟国が支持を与える形か、EC加盟国による提案の二択に絞られた。

この二択を前にして、イギリスは三つの理由からEC加盟国による提案を選択した。第一に、EC加盟国による提案の方が、ソ連にとってより拒否しづらいと考えられた。これは、EC加盟国による提案は、イギリス単独での提案と比べて、第三世界からの支持を集めやすいため、ソ連にとって困難な状況が生じやすくなるという考えに基づいていた⁽⁵⁶⁾。こうした考えには、前年の中立案からの連続性を見て取ることができる。

第二に、国際会議の提案をEC加盟国の枠組みを通して実行することが、米欧関係の安定化に寄与することも望まれていた。この時期のEC加盟国は、パレスチナ問題に関する独自の立場を形成しており、アメリカ政府内にはこれに対する警戒感があった⁽⁵⁷⁾。そのため、アメリカ国務省は、パレスチナ問題以外にEC加盟国と協議できる議題を探していた⁽⁵⁸⁾。こうした中で、アフガニスタンに関する国際会議の提案は、パレスチナ問題と比べて、米欧がより協力しやすい議題だと考えられた。

第三に、他のEC加盟国が、EC加盟国共同での提案とすることを望んだことも考慮されていた。6月16日に開催された欧州政治協力の政治委員会において、他のEC加盟国、とりわけフランスは、欧州理事会でアフガニスタンに関する宣言を出すことを望んだ⁽⁵⁹⁾。こうした状況で、EC加盟国共同でのイニシアティブを放棄することは、7月からEC議長職

を引き継ぐイギリスにとって好ましくないと考えられた⁽⁶⁰⁾。

以上の理由から、イギリスはEC加盟国の枠組みを活用することを選択したのであった。6月30日の欧州理事会では、大きな反対もなく、アフガニスタンについての国際会議を求めることが首脳間で合意された⁽⁶¹⁾。

(3) ソ連による提案の拒否

欧州理事会での決定ののち、7月6日にキャリントン外相はモスクワを訪問し、ソ連のグロムイコ外相にEC加盟国の提案を示した。だが、イギリスの予想通り、ソ連はこの提案を受け入れなかった。グロムイコは、国際会議の第一段階にアフガニスタンの代表が入らないのは「非現実的」だと述べた。また、参加国にソ連に敵対する国が多いとして、会議の構成にも不満を示した。ソ連にとって、アフガニスタンで生じている問題の原因は「外国からの干渉」にあり、それが止まない限り、ソ連は撤退できないのだった。キャリントンは説得を試みたが、グロムイコの態度を変えるには至らなかった⁽⁶²⁾。

アメリカ国務省は、EC加盟国の提案を歓迎し、これを推進することに協力した。7月7日に、ヘイグ国務長官は、ドブレニン（Anatoly Dobrynin）駐米ソ連大使に対して、EC加盟国の提案の重要性を伝えている⁽⁶³⁾。ここに、米欧の協働が実現した形となった。ただし、イギリスは、第三世界からの支持を集めるという目的に悪影響が出ることを懸念して、アメリカにこの提案をあまり強引に広めすぎないように働きかけている⁽⁶⁴⁾。

しかし、こうした努力もソ連の態度を変えるには至らなかった。7月22日には、国際会議の提案へのソ連からの公式の回答が、イギリスおよび他のEC加盟国に届けられた。この中でも、6日の会談で示されたのと同様の理由から、提案を受け入れられないという説明が繰り返された⁽⁶⁵⁾。

それでも、EC加盟国の提案は、国際社会から一定程度の注目を集めることに成功した。イギリスは、それぞれの加盟国が関係の深い国に、提案への支持を表明するよう働きかけることを依頼した⁽⁶⁶⁾。その結果もあって、EC加盟国の提案は70か国以上からの支持を得た。11月18日の国連総会では賛成116票、反対23票、棄権12票でソ連の撤退を求める決議が通った。

このように、EC加盟国の提案は多くの国から支持を得たものの、ソ連の撤退には結びつかなかった。この提案で示された解決の形は、1988年のジュネーブ合意でソ連が最終的に受け入れたアフガニスタンからの撤退の条件に近い内容であったとの指摘もある⁽⁶⁷⁾。アフガニスタンを非同盟の地位に置き、大国がこれを保障することは、政治的解決の方策としての外れではなかった。だが、1981年時点のソ連には、政治的解決を受け入れる準備はできていなかった。アフガニスタン問題の泥沼化は、ソ連にとって大きな重荷となり続けることになる。

4 おわりに

アフガニスタンの中立と非同盟の実現に向けて、イギリスがEC加盟国の枠組みを活用した理由は、アメリカ抜きで枠組みを活用することによって、非同盟諸国やイスラーム諸国からの提案への支持を得やすくするためであった。同時に、イギリスは、EC加盟国の提案にアメリカからの支持を取りつけることによって、米欧間の結束を強化することも目指していた。イギリスは、EC加盟国がアメリカと分業しつつ独自の役割を果たすことによって、西側全体の対ソ政策をより効果的にしようと試みたのである。

イギリスの構想は、当初はフランスの反対によって中断を余儀なくされた。しかし、イギリスは翌年にも同様の案を提起し、EC加盟国によるソ連への提案が実現した。この提案は、ソ連の撤退には結びつかなかったが、アフガニスタン情勢への国際社会の関心を高めることに寄与した。また、この提案は、困難な状況の中で、米欧間の結束のための手がかりを与えたとも評価できる。

アフガニスタンに関する国際会議の提案は、歴史上初めてソ連に対してEC加盟国が共同で国際紛争の解決案を提示した事例であった。イギリスと他のEC加盟国に対するソ連からの公式の返答には、「欧州理事会」や「10か国 (Ten)」といった表現が含まれていた。イギリス外務省内では、こうした表現がソ連の公式文書で用いられるのは初めてだと認識されていた⁽⁶⁸⁾。この提案には、それまでEC加盟国の国際政治上の役割を認めていなかったソ連の姿勢を動揺させたという意義もあったのである。

他方で、ソ連に対する提案が実現に至るまでの過程は、EC加盟国間の外交政策協力に伴う困難も示していた。イギリスの構想がフランスの反対のために中断を余儀なくされたように、欧州政治協力は全ての加盟国の同意がなければ機能しなかった。イギリスは、この後にも、欧州政治協力を活用してアメリカの外交路線を補完する役割を果たそうと試みた。だが、1981年10月にギリシャで発足した社会主義政権が、ソ連に対して厳しい姿勢をとることを拒むようになると⁽⁶⁹⁾、「新冷戦」の文脈でイギリスが望むようにEC加盟国共通の立場を形成するのは困難になった。アフガニスタン中立・非同盟構想には、その後のイギリスが直面するであろう困難の兆しも現れていたのである。

注

- (1) Stephen George, *An Awkward Partner: Britain in the European Community*, 3rd Edition (Oxford University Press, 1998).
- (2) この時期の英米関係に関する古典的研究として、Geoffrey Smith, *Reagan and Thatcher* (W.W. Norton, 1991), があげられる。ただし、近年の研究では、表面的な協調の背後に、様々な対立が存在したことも指摘されている。代表的な研究として、Richard Aldous, *Reagan and Thatcher: The Difficult Relationship* (WW. Norton, 2012), があげられる。
- (3) Christopher Hill, 'Britain: a convenient schizophrenia,' in Christopher Hill (ed.), *National Foreign Policies and European Political Cooperation* (Allen & Unwin, 1983), pp. 22-23.
- (4) 粕谷真司「サッチャー政権初期イギリスと欧州政治協力——「ロンドン報告」の作成過程、1980-1981年」『国際政治』第199号、2020年、65-80頁。
- (5) イギリス政府内では、1980年1月に作成された提案は「中立条約の提案 (proposal of a treaty of neutrality)」「中立案 (neutrality proposal)」、1981年5月に作成された提案は「国際会議の提案 (proposal for an international conference)」と異なる名称が用いられているが、これらの提案には連続性がある。本稿では、これらの提案の総称として、「アフガニスタン中立・非同盟構想」を用いる。
- (6) Interview of John Coles by Malcolm McBain, 2 November 1999, British Diplomatic Oral History Programme, The Churchill Archives Centre, Cambridge [以下CACと略記]。
- (7) *Parliamentary Debates [Hansard]*, House of Lords, 28 July 1965, cc. 1308-1310; *Hansard*, House of Lords, 8 May 1967, cc. 1210-1213.
- (8) Lord Carrington, *Reflect on Things Past: The Memoirs of Lord Carrington* (Collins, 1988), p. 373.
- (9) Richard Smith, 'The UK response to the Soviet invasion of Afghanistan: proposals for a neutral and non-aligned Afghanistan, 1980-1981,' *Cambridge Review of International Affairs* 26:2 (2013), pp. 355-373. 以下の研究においても、アフガニスタン中立・非同盟構想についての記述があるが、イギリスがEC加盟国の枠組みを活用した理由については踏み込んだ分析がなされていない。Gabriella Grasselli, *British and American Responses to the Soviet Invasion of Afghanistan* (Dartmouth, 1996), pp. 90-94; Simon J. Nuttall, *European Political Cooperation* (Oxford University Press, 1992), pp. 154-158.
- (10) Odd Arne Westad, *The Global Cold War: Third World Interventions and the Making of Our Times* (Cambridge University Press, 2005), p. 322.
- (11) *Ibid.*, p. 328.
- (12) Daniel James Lahey, 'The Thatcher government's response to the Soviet invasion of Afghanistan, 1979-1980,' *Cold War History* 13: 1 (2013), pp. 21-42.
- (13) Joe Renouard and D. Nathan Vigil, 'The Quest for Leadership in a Time of Peace: Jimmy Carter and Western Europe, 1977-1981,' in Matthias Schulz and Thomas A. Schwartz (eds.), *The Strained Alliance: U.S.-European Relations from Nixon to Carter* (Cambridge University Press, 2010), pp. 329-330.
- (14) *Documents on British Policy Overseas, Series III, Volume VIII: The Invasion of Afghanistan and UK-Soviet Relations, 1979-1982* [以下DBPOと略記], no. 44. なお、イギリスは外部から押し付けるようなニュアンスのある「中立化 (neutralisation)」という表現を避けて、「中立 (neutrality)」という表現を用いようとしていた。FCO to Certain Missions and Dependent Territories, Telno.26, 5 March 1980, FCO 37/2271, The National Archives of the United Kingdom, Kew [以下TNAと略記]。
- (15) 'Afghanistan: Neutrality,' in Lavers to Private Secretary, 22 February 1980, FCO 37/2270, TNA.
- (16) FitzHerbert to Mallaby, 29 February 1980, FCO 37/2271, TNA.
- (17) *DBPO*, no. 59.

- (18) *DBPO*, no. 49, note. 4.
- (19) Smith, 'The UK response to the Soviet invasion of Afghanistan,' p. 371.
- (20) 'Afghanistan: Treaty of Neutrality,' 15 February 1980, FCO 37/2269, TNA.
- (21) Rome to FCO, Telno.154, 19 February 1980, FCO 37/2269, TNA.
- (22) FCO to Washington, Telno.619, 29 March 1980, FCO 37/2274, TNA.
- (23) FitzHerbert to Bullard, 25 February 1980, FCO 37/2269, TNA.
- (24) Sutherland to Roussos, 26 February 1980, FCO 37/2271, TNA.
- (25) 当時のイギリス政府内には、アメリカのイスラエル寄りの中東政策が、イスラーム諸国が西側と提携することを妨げているという認識があった。Carrington to Thatcher, 13 February 1980, PREM 19/295, TNA.
- (26) *DBPO*, no. 38.
- (27) *DBPO*, no. 52.
- (28) Michel Tatu, 'Valéry Giscard d'Estaing et la détente,' in Samy Cohen et Marie-Claude Smouts (dir.), *La Politique extérieure de Valéry Giscard d'Estaing* (Les Presses de Sciences Po, 1985), pp. 211-212.
- (29) Donald Maitland, *Diverse Times, Sundry Places* (The Alpha Press, 1996), pp. 238-239.
- (30) *Ibid.*, p. 238.
- (31) FCO to Washington, Telno.375, 22 February 1980, FCO 98/895, TNA.
- (32) 'Minutes of a Meeting of the European Affairs Backbench Committee on 10th February 1981,' undated, Thatcher MSS, THCR 2/1/4/102, CAC.
- (33) FitzHerbert to Bullard, 16 January 1980, FCO 98/893, TNA.
- (34) イギリス外務省内では、ブラード (Julian Bullard) 事務次官代理、ファーガソン (Ewen Fergusson) 事務次官補、マラビー (Christopher Mallaby) 東欧ソ連局長らがフィッツハーバートの見解に同意している。Bullard to FitzHerbert, 17 January 1980, FCO 98/893, TNA. また、パリサー (Michael Palliser) 事務次官も同様の見解を示している。'Record of Conversation between the PUS and Dr Meyer-Landrut, Deputy Under-Secretary in the Federal German Foreign Ministry, Held in the FCO, at 1130 on 11 January 1980,' undated, FCO 98/894, TNA.
- (35) ゲンシャーの姿勢については、Agnes Bresselau von Bressensdorf, *Frieden durch Kommunikation: Das System Genscher und die Entspannungspolitik im Zweiten Kalten Krieg, 1979-1982/83* (De Gruyter Oldenbourg, 2015), S. 142-153, を参照。
- (36) Mallaby to Bullard, 20 February 1980, FCO 37/2269, TNA.
- (37) *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland [AAPD], 1980*, dok. 62; 'Record of a Meeting between the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs and the FRG Minister for Foreign Affairs on Tuesday 26 February 1980,' undated, FCO 98/946, TNA.
- (38) Maria Găinar, *Aux origines de la diplomatie européenne: Les Neuf et la Coopération politique européenne de 1973 à 1980* (Peter Lang, 2012), pp. 566-567.
- (39) Mathias Haeussler, *Helmut Schmidt and British-German Relations: A European Misunderstanding* (Cambridge University Press, 2019), p. 172.
- (40) Rome to FCO, Telno.213, 14 March 1980, FCO 37/2272, TNA.
- (41) 'Record of Conversation between the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs and the Foreign Minister of the Federal Republic of Germany at the Council of Ministers (Foreign Affairs), Brussels on Tuesday 18 March,' 18 March 1980, FCO 37/2273, TNA.
- (42) Haeussler, *Helmut Schmidt and British-German Relations*, p. 170.
- (43) Coles to Graham, 13 May 1981, FCO 37/2415, TNA.
- (44) *Ibid.*
- (45) *DBPO*, no. 96.
- (46) *Foreign Relations of the United States, 1981-1988, Volume III, Soviet Union, January 1981-January 1983* [以下FRUSと略記], doc. 36.

- (47) *DBPO*, no. 96.
- (48) Whitmore to Fall, 21 May 1981, PREM 19/387, TNA.
- (49) *DBPO*, no. 85.
- (50) Coles to Graham, Humfrey and Private Secretary, 19 February 1981, FCO 37/2584, TNA.
- (51) Coles to Goodison, Graham, Humfrey and Private Secretary, 20 May 1981, FCO 98/1111, TNA.
- (52) Coles to Goodison and Private Secretary, 4 June 1981, FCO 37/2415, TNA.
- (53) 'Afghanistan,' in Coles to Bullard, 4 June 1981, FCO 37/2415, TNA.
- (54) *Ibid.*
- (55) 'Afghanistan,' in Coles to Private Secretary, 5 June 1981, FCO 37/2415, TNA.
- (56) *Ibid.*
- (57) 'Sir J Graham's Talks at the State Department on 17 February 1981: Arab/Israel,' undated, PREM 19/530, TNA.
- (58) 'Afghanistan,' in Coles to Private Secretary, 5 June 1981, FCO 37/2415, TNA.
- (59) The Hague to FCO, Telno.188, 17 June 1981, FCO 37/2416, TNA.
- (60) Coles to Graham, 17 June 1981, FCO 37/2416, TNA.
- (61) *DBPO*, no. 103.
- (62) *DBPO*, no. 107.
- (63) *FRUS*, doc. 67.
- (64) Wilkinson to Coles, 5 August 1981, FCO 37/2419, TNA.
- (65) FCO to UKDel NATO, Telno.145, 23 July 1981, FCO 37/2418, TNA.
- (66) Coles to Bullard, 15 July 1981, FCO 37/2418, TNA.
- (67) Smith, 'The UK response to the Soviet invasion of Afghanistan,' p. 356.
- (68) Wordsworth to FitzHerbert, 24 July 1981, FCO 37/2418, TNA.
- (69) 代表的な事例として、1981年12月のポーランドでの戒厳令布告や、1983年9月の大韓航空機撃墜事件への対応があげられる。Nuttall, *European Political Co-operation*, pp. 194-195, 202-204.

米国における民兵

—— National Guardとミリシアの歴史的系譜 ——

1. はじめに	26
2. 米国における民兵の始まりから制度化以前	26
3. National Guardについて	29
4. ミリシアについて	31
5. 総括	32

1. はじめに

2020年は米国における民兵とその制度が大きく注目されるきっかけの多い年であった。米国政治に対する世論の大きな二分に加えて、コロナウイルスによるパンデミック抑制のための外出禁止令などに反対する動きや、白人警官によるアフリカ系米国人の殺害や暴力を発端とするBlack Lives Matter運動が拍車をかけ、各地で暴動に発展するなどの混乱を招いた。

その際に、右派及び左派のミリシアと呼ばれる銃器で武装した集団が現れ、デモ集団を護衛するなどの名目で警察権力の目と鼻の先を闊歩したのは衝撃的な光景であった。また各地で発生した暴動の対処のため、各地の警察だけでなく各州に属するNational Guardと呼ばれる準軍事組織が動員されて対処にあたった。

法の秩序が及ぶ多く世界各国において、上記のミリシアのような武装した民間人が国家権力（米国の場合は州政府も含む）の統制を受けずに、公共の場を闊歩するという光景は異様に映るであろう。また、米国は英国軍が市民に武器を向けたことをきっかけに、民兵を中心として独立を達成した歴史的背景があるため、軍嫌いの伝統があると言われることがある。実際に19世紀後半に連邦軍による国内の騒乱などへの介入を禁止するPosse Comitatus法が制定されている。しかし、各州が保有する軍隊組織であるNational Guardが国内の治安維持に参加することは問題とされない。

これらミリシアとNational Guardという、どちらも異様に映る存在が米国で認められている背景には、これらが米国憲法修正第二条を根拠とする、「民兵」にあたることにある。これらミリシアとNational Guardとは何なのか、なぜ米国社会において認められるのかを理解するため、本稿ではミリシアとNational Guardという二つの米国の民兵が歴史的にどのような経緯を経て現在に至るのかを概観する。

2. 米国における民兵の始まりから制度化以前

本論文における「民兵」という語は米国憲法に出てくる「Militia」を表すものである。また、米国においては政治的な目的などを持った私的な武装集団が存在するが、それらもまた民兵（Militia）である。両者を区別するために、前者の一般名詞としてのMilitiaを「民兵」、後者を「ミリシア」と表記する。

米国憲法修正第二条は日本語で次のように訳される。「規律ある民兵団は、自由な国家の安全にとって必要であるから、国民が武器を保有し携行する権利は、侵してはならない。⁽¹⁾」となっている。この条項は、米国社会の銃規制の議論においてその解釈が問題となることがある。米国における武器所持の権利はこの条文の中には「民兵」という言葉が使われており、米国憲法において「民兵」という言葉は他の条項には見られず、本稿で取り扱うミリシアとNational Guardも含めて、この条項を如何に解釈するかがその憲法上の根拠となっている。

東京都立大学の富井幸雄は、銃規制の議論においては、武器を所持する権利を国内に50ある州に置く「州権説」と、権利が個人に帰属するという「人権説」に分かれるとしており、主に前者を銃規制の推進派団体などが支持し、後者をNRA（全米ライフル協会）などの銃規制反対派団体などが支持しており、これは条文における「民兵」をどう解釈するかが法学的な争点となっている⁽²⁾。

米国における民兵の始まりは、各植民地が先住民から土地の防衛を行うために、かつての英国式の民兵制度を導入したことにある。英国においては1181年に武装法が制定され、共通の防衛のための武器の保持が要求されたとされ、これ以降、度々、廃止、復活、消滅などが起こったとされている⁽³⁾。植民地時代の米国においては、植民地政府が先住民に対する防衛のため職業軍を創設することを行わなかったため、13の植民地のうちペンシルベニアを除いて、16歳から60歳の自由民の男子に民兵へ加わることが義務付けられた⁽⁴⁾。民兵はそれぞれが居住する群と町において毎年決められた日数の訓練に参加し、先住民の襲撃やその他の有事の際は招集に応じることが求められた。また、その管理は植民地の法律に基づいて、群と町によって行われた⁽⁵⁾。

1689年から1783年にかけてヨーロッパで起こった四つの多国間戦争がアメリカ大陸にも波及したこともあり、アメリカ大陸の英国植民地もカナダで勢力を拡大するフランス、メキシコから中南米を支配しフロリダに前哨拠点を置くスペインと対峙することとなる⁽⁶⁾。ここでは英国及びフランス植民地の双方が民兵を保有しており、双方の民兵が宗主国によって動員され、対峙したとされる⁽⁷⁾。

アメリカ大陸植民地は独立戦争当初、常備軍に対する抵抗感の伝統から、大陸軍を最小限に抑えており、それは地域に根差した防御的な軍隊であった⁽⁸⁾。米国の独立戦争はレキシントンとコンコードで植民地の民兵と英国軍が交戦したことで始まった⁽⁹⁾。この時点で米国独立戦争を担った植民地の勢力は、植民地の民兵である。民兵は地域に根差した

活動を基本とするが、プロフェッショナルな英国軍に対抗するために地域を超えての連帯が求められるようになる。大陸会議は常備軍に対する抵抗感の伝統があったが、渋々ではあるものの国軍を創設することとなる。1775年6月14日にペンシルベニア、メリーランド、バージニアから武装した人員が抛出され、指揮官の下に行軍したとされている⁽¹⁰⁾。

1775年末に大陸軍が一旦解散すると、翌年、再建された際には前年と変わらず、短期間の民兵（Short term militia）と地域的な部隊（Provincial-style units）によって構成されていたとされる⁽¹¹⁾。これらの違いについて、本稿を執筆している時点で、確信が得られなかったものの、1775年に創設された大陸軍が年末までの期限付きで、翌1776年に再建されたことを考えると、前者の短期間の民兵が大陸軍であり、後者が地域に根差した民兵であったと読み解くことが妥当であろう。大陸軍を民兵と呼称しているとすると、この時点で後の憲法修正第二条に出てくる「民兵」と植民地の大陸軍（現代でいうところの連邦政府軍に相当）に明確な区分があったのかは不明であるが、少なくとも連邦政府に相当する大陸会議によって指揮される軍に対して、地域的な部隊がこの時代においては補助戦力であったことが理解できる。

また、1779年のアメリカ合衆国における最初の軍規であるRegulations for the Order and Discipline of the Troops of the United Statesでは、民兵は正規軍（regular）として扱われ、常備軍と民兵の異なる機能を連携（Blend）させるという方針がとられたとしている⁽¹²⁾。

1791年に米国憲法に修正第二条が加筆されたため、「民兵」の存在は米国における憲法上の裏付けを得ることになる。しかしながら、この「民兵」の存在意義は、為政者から自らの自由と権利を守るために個人や州などが武装する権利と解釈されることがあると同時に、現代まで米国大統領をはじめとする連邦政府や州政府によって国防や国内の叛乱対処のために使われてきた歴史がある。

新憲法の下に最初の議会が招集されると、先住民からの防衛を目的とした、大統領による民兵の招集が認められるようになり、後で侵略、叛乱、法律違反への対処が目的に加えられることになる⁽¹³⁾。

最初に国内における対叛乱目的で民兵が招集されたのは、1794年にペンシルベニアで起こったウイスキー叛乱である⁽¹⁴⁾。これは連邦政府によるウイスキーへの課税に対して、農民と酒造業者が反対し起こった衝突である。7月17日に700人の男らが連邦保安官による徴税に協力した地主のジョン・ネヴィルの自宅を包囲した。ネヴィルはすでに逃亡していたが、課税に反対する人々は警備にあたっていた10人の兵士らに降伏を求め、兵士らがこ

れを拒否するとネヴィルの自宅には火が放たれたことから始まった⁽¹⁵⁾。このような叛乱に対して、ペンシルベニア州の州知事は州の民兵の派遣を行わなかったが、ジョージ・ワシントンはペンシルベニアと周辺の州からの民兵を招集し、これを鎮圧した⁽¹⁶⁾。

二年後に上記で民兵が動員された根拠となる法が期限切れとなると、裁判所の認可を不要とすることを除いてほぼ同じ内容の法律が成立しており、これによって民兵が文民の法執行官などを支援する立場となったと理解される⁽¹⁷⁾。また1807年には再び法改正が行われ、陸軍と海軍が民兵の管轄権内で行動することが可能となった⁽¹⁸⁾。

このことから、当時の米国政府が「民兵」として認識していた民兵は常備軍である連邦政府軍と区別され、かつ連邦政府軍よりも連邦政府によって国内での叛乱対処に動員される位置付けの存在であったことが読み取ることが出来る。

3. National Guardについて

公式にはNational Guardの始まりは1636年12月13日にマサチューセッツで民兵の連隊が創設された日であるとされている⁽¹⁹⁾。しかしながら、この見解は米国州兵局（National Guard Bureau）によるものであるが、あくまで憲法修正第二条にある「民兵」が州や連邦の政府によって統制されたものだけであるという見解に基づいている。

National Guardという呼称が正式に用いられるようになったのは1916年からであるとされている⁽²⁰⁾。しかしながら、National Guardという呼称は19世紀から用いられていたようであり、最初にこの呼称が用いられたのは1870年代にニューヨーク第7連隊がNational Guardと呼ばれた際のようにである⁽²¹⁾。当時の政府機構などの名称を見ると、下院民兵問題委員会（House Militia Affairs Committee）やオハイオ州兵（Ohio National Guard）などが散見される⁽²²⁾。

民兵とNational Guardという二つの呼称の意味に違いがあるのかは不明であるが、少なくとも19世紀末から20世紀にかけてNational Guardの大きな改革が行われている。19世紀における米国の民兵の様態は悲惨なものであったとされている。富井幸雄の引用によると、1810年代の民兵は武器を所持していない、訓練を全く行っていないなど散々であったとされる⁽²³⁾。また、19世紀中頃にも問題は多く、南北戦争で民兵が動員されて以降、ほとんどの正規軍将校が民兵を無能で信用できないと考えていたとされている⁽²⁴⁾。

1900年前後の時期において、米国における民兵制度は1792年に民兵法が制定されて以来の大きな改革が行われた。改革の大きな変化としては、民兵が正規軍の予備戦力として正

式化されたことである⁽²⁵⁾。1792年の民兵法では、大統領の権限は民兵を招集することに留まっており、それ以降は戦争省が決めた割り当てに基づいて、各州知事が民兵を創設し拠出することになっていた⁽²⁶⁾。

1898年に行われた改革は、各州政府によって資金と組織の面で管理されたことであるが、この改革でも各州政府によって与えられる装備と訓練は正規軍との互換性がなかった⁽²⁷⁾。

1903年及び1908年の修正条項での改革は、当時の下院民兵問題委員会の議長であったチャールズ・ディック（Charles Dick）の功績を称え、ディック法（The Dick Act）と呼ばれる⁽²⁸⁾。

1903年の改革で民兵は18歳から45歳までの健康な男性から構成される予科民兵（Reserve Militia）と、連邦政府からの支援を受ける州の部隊である組織化された民兵（Organized Militia）に区分された⁽²⁹⁾。さらに後者の装備の近代化のために200万ドルが拠出され、州政府は民兵の訓練に連邦政府の予算を使用できるようになった⁽³⁰⁾。また、陸軍学校で州兵将校（Guard Officer）が教育を受けることに連邦政府が予算をつけることが可能となり、正規軍の将校は州兵部隊（Guard Unit）の訓練を行うことが可能となった⁽³¹⁾。これらに対する見返りとして、米国大統領によって組織化された民兵（Organized Militia）としてのNational Guardを対侵略、対叛乱、連邦法の執行のために海外での任務を除いて9か月まで連邦政府の下に招集可能になった⁽³²⁾。

1908年の修正では、連邦政府の下で民兵を招集できる9か月の制限が撤廃され、また海外における任務のための招集も可能となった⁽³³⁾。さらに戦争省の中に民兵問題部門（Division of Militia Affairs）が創設され、戦争省と各州の間で装備の支給に関する監督や、訓練の監督を行い、また戦争省は民兵の代表として振舞ったとされる⁽³⁴⁾。このようにして米国の民兵は連邦政府軍の予備軍としての性格を次第に強めていった。

これらの取り組みにも関わらず、未だに米国の民兵は本当の正規軍の予備軍にはなり得なかったとされる。背景として、陸軍は州にどの軍種の部隊を創設するのかを指定できなかったことがあり、民兵の約80%が歩兵で構成されており、当時の戦争の形態に対応していなかったことがある⁽³⁵⁾。1903年から1916年までの間、財政を捻出できない州と、不十分な資金しか援助できない連邦政府の間に軋轢があったが、この問題は1915年にもう一つの強大な力（ヨーロッパで起こった第一次世界大戦と思われる）とメキシコへの介入問題を受けて沸点に達したとされる⁽³⁶⁾。

民兵はその当時の戦争に対応しておらず、陸軍の予備戦力になり得ないと結論付けられ、陸軍の規模を倍以上に増員して、志願兵による正規軍の恒久的な予備役部隊を創設する大陸軍計画（“Continental Army” Plan）が提唱された⁽³⁷⁾。しかし、この計画は正規軍にあたる大陸軍が十分な人員を確保できるのか、費用が高価になりすぎる、連邦政府に権力が

集中しすぎる、計画自体が米国の民主主義に軍国主義の脅威を与えるなどの懸念から採用されなかった⁽³⁸⁾。

最終的に1916年に国防法（National Defense Act）が可決され、武器の訓練要求は二倍となり、夏期軍事訓練は三倍となった。これに加えて戦争省は民兵部隊の軍種の指定が可能となり、民兵は州と連邦双方に対して誓いを立てることが求められた⁽³⁹⁾。

これと同時に、州の民兵は正式にNational Guard と呼称されるようになり、連邦政府軍の予備戦力としての性格はさらに強まった。これをもって、改革を提起したエリフ・ルート戦争長官による改革は完成したとされる⁽⁴⁰⁾。

米国における民兵の起源は、アメリカ大陸に入植した人々が、古代から存在した英国の民兵制度を基に自らの安全を確保する手段を作ったことにある。それは住民による自治的な活動であったと同時に、植民地を管理していた英国政府や、米国建国期には大陸会議、後には連邦政府などの政府権力によって動員・利用されてきた歴史があり、時間が経つにつれてその性格は強まっていった。しかし、米国憲法において唯一「民兵」という言葉が使われている修正第二条には、武装する権利を持つ民兵は州が管理する民兵であるという「州権説」と、武装する権利は個人に属するという「人権説」という二通りの解釈があり、後者に依拠した私的に武装した民兵であるミリシアが過去から現在までの米国には存在する。次では連邦政府だけでなく州政府からも管理されないミリシアについて述べていく。

また、これまでに形成過程を概観してきたNational Guardは陸軍州兵（Army National Guard）であり、空軍州兵（Air National Guard）の創設は1947年9月18日である⁽⁴¹⁾。

4. ミリシアについて

上記では米国には歴史的に民兵の制度が存在し、現在の政府によって組織化された民兵であるNational Guardがどのように誕生したのかについて述べた。しかし、次に扱うミリシアについては、政府が法に基づいて制度的に創設したものではなく、個人が私的に武装して集まった集団である。そのためミリシアの存在は憲法修正第二条の解釈を除いて法や制度に依拠しておらず、その定義と存在は曖昧であり、どのような集団が「ミリシア」と呼ばれるのかを確認しなければならない。

ミリシアについて定義したものの一つとして、「巨大な政府から権利と財産を守るための3人以上から構成された集団であり、不法な行いをする政府に対抗するために準軍事訓

練をする。最終的に自らをミリシアと認識し、憲法修正第二条に基づいて訓練及び創設する権利を有するとすること。⁽⁴²⁾」というものがある。

これは現代でミリシアと呼ばれるものを包括的に定義したものであるが、いくつかの文献を見る限りでは、ミリシアが注目されるようになったのは1990年代の右派系の過激派による活動がきっかけとなっているようである⁽⁴³⁾。しかしながら、同時にそれらの文献の多くは、90年代のミリシアのような動きは米国の歴史の初期から存在し、新しい存在ではないとしている⁽⁴⁴⁾。

また、ブリタニカ国際百科事典などは米国のミリシア運動について、1930年代のファシストのネットワークを含み、1970年代に創設され繁栄したとしている⁽⁴⁵⁾。

圧政に対する抵抗権といった概念に基づく運動は、究極的には政府（大陸会議）によって管理された民兵による米国独立戦争も含むことになる。富井幸雄はミリシアが特に注目され始めたきっかけは1995年のオクラホマ連邦ビル爆破事件であるとしつつ、ウイルズの資料を引用し、米国憲法上の理念として正当化される政府への反抗の典型はシェイズの叛乱（1786年～87年）、ウISKYの叛乱（1794年）ジョンブラウンの暴動（1859年）、オクラホマ連邦ビル爆破事件（1995年）であるとしている⁽⁴⁶⁾。

1995年のオクラホマ連邦ビル爆破事件を除いて、これらの運動を担った集団がミリシアと呼ばれていることは現在までに確認していないが、少なくとも、National Guardの項目でも扱ったウISKY叛乱については、「Militia」という語で呼ばれているのは政府によって動員された組織化された民兵のことである。

5. 総括

米国においては歴史的に民兵が存在し、憲法においても「民兵」の語が使われており、さらに民兵は政府によって組織化された民兵と私的な民兵の二つが存在すると言える。米国大陸への入植が始まった当初の「民兵」がいかなる存在であったのかについては定かではない。しかしながら、正当性のある政府によって言及される「民兵」は英国植民地時代から政府によって動員・利用されてきた存在である。

他方で大陸会議が未だ英国政府に対して抵抗権を行使する立場であった時代の視点から見れば、この民兵も「ミリシア」としての性格を帯びた集団として認識することは不可能でもない。

政府が公式に存在を認める現在の民兵は制度化されたNational Guardである。米国政府の視点から見れば、「民兵」とは過去から一貫して政府自身によって動員される戦力であ

るが、政府側の立場は基本的に抵抗権を行使される立場であって、このような理解になることはやむを得ない。

本稿の副題は「National Guardとミリシアの歴史的系譜」であったが、後者のミリシアの歴史的系譜を紐解くことは困難であった。20世紀の初頭まで、National Guardの前身となった存在が公式に「Militia」と表現されており、恐らく私的な民兵に対して「ミリシア」という表現が使われるようになったのは1990年代である。しかし、米国の歴史において抵抗権を行使するために武装する私的な集団は建国期から存在した。したがって、まず何が「ミリシア」なのかという概念定義をする必要があった。

19世紀まで「Militia」と呼ばれたNational Guardとミリシアはその憲法上の根拠は同じく修正第二条に依拠している。しかし、独立戦争における英国への抵抗を除いて、その果たしてきた機能は全く異なる。米国における民兵の体系は政府によって組織化された民兵であるNational Guardと、私的な民兵であるミリシアが歴史の中で分岐したというよりも、そもそもの出自が異なる全く異質な存在である可能性が高い。

また、1990年代まで私的な武装集団がミリシアと呼ばれていなかったとすると、私的な武装集団としての「ミリシア」という概念が比較的最近になって作られた概念である可能性や、過去から存在した別の概念を最近になって「ミリシア」と呼び始めた可能性もあるだろう。

《主要参考文献》

富井幸雄「共和主義・民兵・銃規制——合衆国憲法修正第二条の読み方」（昭和堂、2002年）

注

本稿におけるリンクの最終アクセス日は、全て2021年1月22日である。

- (1) AMERICAN CENTER JAPAN 法律 アメリカ合衆国憲法に追加され またはこれを修正する条項〈<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2569/>〉
- (2) 富井幸雄「共和主義・民兵・銃規制——合衆国憲法修正第二条の読み方」（昭和堂、2002年）29－32頁
- (3) AMERICAN MILITARY HISTORY ARMY HISTORICAL SERIES OFFICE OF THE CHIEF OF MILITARY HISTORY UNITED STATES ARMY Chapter2 The Beginning〈<https://history.army.mil/books/AMH/AMH-02.htm>〉
- (4) 同上

- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 同上
- (8) The U.S. Army Center of Military History, The Revolutionary Experience <<https://history.army.mil/books/RevWar/ss/ch2.htm>>
- (9) June 14th: The Birthday of the U.S. Army <<https://history.army.mil/html/faq/birth.html>>
- (10) The U.S. Army Center of Military History, The Revolutionary Experience <<https://history.army.mil/books/RevWar/ss/ch2.htm>>
- (11) 同上
- (12) 同上
- (13) Congressional Research Service, The Posse Comitatus Act and the Related Matters: The Use of Military to Execute Civilian Law, Updated November 6, 2018
- (14) A&E Television Networks, History Whiskey Rebellion, <<https://www.history.com/topics/early-us/whiskey-rebellion>>
- (15) 同上
- (16) Congressional Research Service, The Posse Comitatus Act and the Related Matters: The Use of Military to Execute Civilian Law, Updated November 6, 2018
- (17) 同上
- (18) 同上
- (19) National Guard Bureau: How we begin <<https://www.nationalguard.mil/about-the-guard/how-we-began/>>
- (20) National Guard Bureau: History <<https://www.nationalguard.mil/About-the-Guard/Army-National-Guard/About-Us/History/>>
- (21) “WEIR, supra note” 富井 共和主義 281頁 の中で引用
- (22) The U.S. Army Center of Military History, THE ROOT REFORMS AND THE NATIONAL GUARD <<https://history.army.mil/documents/1901/Root-NG.htm>>
- (23) 富井 共和主義 275頁
- (24) The U.S. Army Center of Military History, THE ROOT REFORMS AND THE NATIONAL GUARD <<https://history.army.mil/documents/1901/Root-NG.htm>>
- (25) 同上
- (26) 同上
- (27) 同上
- (28) 同上
- (29) 同上
- (30) 同上
- (31) 同上
- (32) 同上
- (33) 同上
- (34) 同上
- (35) 同上
- (36) 同上
- (37) 同上
- (38) 同上
- (39) 同上
- (40) 同上
- (41) National Guard Bureau: How we begin <<https://www.nationalguard.mil/about-the-guard/how-we-began/>>
- (42) Donald Haider-Markel, “Chapter: Militia, Social Issues in America, Encyclopedia (pp.1150-62) <https://www.researchgate.net/publication/283467808_Militia_Movement>
- (43) Darren Mulloy, “Conversing with the Dead: The Militia Movement and American

History,” History Faculty Publications, 2004 〈<https://core.ac.uk/download/pdf/143679871.pdf>〉

(44) 同上

(45) Britannica, Militia movement 〈<https://www.britannica.com/event/militia-movement>〉

(46) 富井「共和主義」302 頁

パレスチナ人捕虜の出産の権利をめぐる問題

1. はじめに	37
2. 女性と投獄	37
3. 刑務所における出産	38
4. 体外受精による出産	40
5. おわりに	41

1. はじめに

本稿では、パレスチナ人女性のイスラエル刑務所での投獄体験に焦点を当て、なかでも囚人と囚人家族の出産の権利をめぐる問題について考察したい。イスラエルの占領下にあるパレスチナでは、その占領体制への抵抗活動に起因する逮捕や投獄の問題が古くから存在する。ただし、イスラエル当局の刑務所に収監される圧倒的多数が男性であることに加えて、社会的なスティグマの存在から、女性の投獄経験はこれまで公の場ではあまり語られてこなかった。

近年では、人権侵害の記録や報告書のほかにも、女性と投獄の問題を扱った映画や、女性囚自らが綴った体験集などが刊行されるなど、女性の投獄体験が少しずつ明らかになっている。それに伴い、語られる投獄経験の裾野も広がりつつあると言える。とりわけ、収監中の女性囚による刑務所内での子どもの出産は、例えば2015年に公開された映画『ラヤルの三千夜』の主要テーマとして描かれているように、数こそ多くはないものの、女性の投獄体験を象徴するもののひとつに挙げられやすい。

下記ではまず、パレスチナにおける女性と投獄の問題を概観し、刑務所内における出産の現状を検討する。加えて、2010年代に入り継続的に報道されるようになった、体外受精を通じて収監中の夫である男性囚との子を産むパレスチナ人女性の姿から、長期にわたる投獄と家族関係の在り方についても考察したい。

2. 女性と投獄

パレスチナにおける女性の投獄は、1967年の第三次中東戦争直後にイスラエル当局が被占領地に軍事法廷制度を開始して以来続いている。2020年10月時点で、イスラエルの刑務所に収監中のパレスチナ人囚人約4500人のうち、女性囚は約40人と、男性と比べるとその数は少ない (Addameer, 2020)。かつてはイスラエル中部に位置する国内唯一の女性刑務所Neve Tirzaに、イスラエル人女性囚とともに収監されていたため、同室で過ごしたイスラエル人女性囚とパレスチナ人女性囚の間の、時間にすればわずかながらの交流もあったようである。2004年以降は、パレスチナ人女性囚はHasharon刑務所とDamon刑務所の二か所を中心に収監されている。

逮捕の主な理由は非合法組織への参加や政治的な発言、ナイフなどの武器所持であり、また稀に刑罰の種類や刑期が与えられずに拘束期間が無期限に延長される行政拘禁の措置が適用されることもある⁽¹⁾。パレスチナでは、イスラエルによる占領に対する抵抗運動

の文脈で逮捕や投獄が起きていることから、囚人は紛争で捕らえられた「捕虜」の呼称が男女ともに用いられ、一般的な受刑者とは意味を区別されている。占領初期の1960年代後半から1980年代には、祖国の解放を目指した武装闘争に男性とともに従事する女性たちが「闘う者（戦士）」とみなされ、それらの抵抗は次第に占領体制の終結を訴える民衆運動として被占領地内に拡大していった（Abdo, 2014: 23）⁽²⁾。

このような経緯から、抵抗運動に身を投じた結果として逮捕された経験は、パレスチナ社会では女性も含めて英雄的に見なされ、社会的な尊敬を集めることが多い。しかしながら、男性の投獄体験が自伝として書かれ、社会の集合的記憶の中心に位置づけられるのに対し、女性の投獄体験そのものが語られる場はあまり多いとは言い難い⁽³⁾。女性囚本人が刑務所での体験を忘れることを選択する場合や、本人が語ることを家族やコミュニティが快く思わないこともあるのには、占領への抵抗が社会的には評価されながらも、投獄を経験した女性個人に対して冷ややかな態度が残る現実も存在している（Alian, 2011）。その背景には、女性の投獄体験が身体的、とりわけ性的虐待を受けたかどうかという点に収斂されがちであるということ、そしてそれが家族や社会の名誉に関わるものであると見なす問題があることも指摘されている（Shwaikh, 2020）。

結果的に、投獄にまつわる女性像は、武装闘争に身を投じた闘う女性か、男性囚の妻、姉妹、婚約者などの親族として離れた相手を待つ姿に象徴されやすい。家族の不在とどのように向き合うか（Shalhoub-Kevorkian, 2005）、あるいは自らの投獄が家族関係の不和をもたらしたという自責の念に苦しむ出所後の困難などが過去の研究においても論じられている（Antonis, 1980; Booth, 1987; Shalhoub-Kevorkian, 2005）。

3. 刑務所における出産

近年では、女性による過去の投獄体験が数十年の時を経て、体験集や映画、研究の中で証言され、語られるようになっていく。その語りの一つの主題が、出産にまつわるものである。投獄を経験したパレスチナ人女性たちがライティング・ワークショップを通じて、自らの言葉で人生の体験を綴った体験集『サーイラの誕生日会』（Zangane, 2017）には、刑務所の内外で経験した出来事が14編の語りとして納められている。そのうちの一つである「25人の母親たちの子ども」には、刑務所で生まれた女兒サーイラが、母親のサミーハと同じ刑務所で過ごす24人の女性囚たちに育てられ、刑務所を離れる2歳までを過ごした様子が、その24人の女性の一人の視点で描かれている。

「私たちは皆、この愛くるしい生き物の世話をしたがった。彼女の成長の一瞬一瞬を見

守った。サーイラは私たちに、結婚をして家族を築き、母になるという望みを思い出させ、満たしてくれる存在だった」(Khayat, 2017: 39) と手記には書かれている。他にも、授乳中の母親や離乳食を必要とし始めたサーイラに、女性囚たちが自分たちの配分を分け与え、果物を刑務所の調理場から入手したことや、ヤーセル・アラファト・パレスチナ解放機構(PLO) 議長への敬礼をサーイラが日課にし始めたこと、看守の監視の目を逃れながらささやかな誕生日会を行ったエピソードなどが綴られている。詳しい時代背景は記載されていないが、PLO議長への敬礼などの記載から、おそらくは1993年のオスロ合意以前の、民衆抵抗運動の時代の出来事であったと推測される。

刑務所内での出産のみならず、妊娠期に投獄を経験した女性や、出産直後の子を残して収監されることになった女性の実数の数は明らかではない。パレスチナで囚人や囚人家族に法的支援を行う団体によると、第二次インティファダが進行していた2003年から、その後に情勢が収束した2008年までの間に4人の女性が収監中に出産を経験しているという(Addameer, 2008)。そのうち1人は双子を出産し、直後に息子の1人を亡くしている。また、古くは1968年8月に妊娠2か月で逮捕された女性や、投獄中の出産を経験した女性の記録が、本人の証言や人権団体の報告書に残されている(Addameer, 2008; Alian, 2011; Francis, 2017; Wafa)。

妊娠期の女性の刑務所内での扱いについて国際的な取り決めはなく、生まれてきた子どもが母親と刑務所に残るかどうかが、またその場合はいかなる権利が保障されるべきかといった議論は国によって対応が異なるようである(UNODC, 2014)。イスラエルの場合は、子どもが2歳を迎えるまでは母親と刑務所内で過ごすことが認められているとされているが、実際には個々のケースに委ねられているといった方が適切だろう(Israeli Ministry of Public Security, 2018)。元女性囚のイッターフ・アリヤーンは、2003年に逮捕された際に18か月になる娘を連れて刑務所で過ごすことを求めるハンガーストライキを行い、イスラエル当局との交渉により娘が2歳になるまでを獄中で過ごしたと証言している(Alian, 2011: 184-185)。

パレスチナの被占領地に暮らす16歳から46歳までの男性は、イスラエル当局の治安上の理由により、刑務所への家族面会が禁止されている場合も多い。刑務所で生まれた子どもが2歳を迎えて家族や親族の家へ引き取られるまでに、父親が一度も面会に訪れることができないという事例もめずらしくはない(Francis, 2017: 56)。妊娠期の食事や、健康診断の有無も刑務所当局の対応により異なるようである。通院の際は手足に手錠がはめられた状態で、女性兵士の監視がつき、出産の瞬間のみに外されることなどはいくつかの報告書にも共通して記述されている。

母親とともに刑務所で過ごすことは、その子どもも必然的に社会的な隔離を経験するこ

とになる。2008年に刑務所で息子を出産した女性の場合は、成長する子どもの好奇心や人との交流の機会をいかに作るかが一番難しく、検診の際に訪れる病院だけが唯一、彼女の息子が自分と同じ年齢の子どもを見る場所であったと述べている (Corporate Watch, 2016)。こうした断片的な証言はあるものの、たとえば、刑務所で生まれた子の出生登録に関わる手続きや、予防接種を含めた定期検診の有無などの実態はよく知られていないと言える。

4. 体外受精による出産

収監中の囚人やその家族の生殖や出産をめぐる権利に関して、近年、とりわけ2010年以降に注目を集めているのが、体外受精 (in-vitro fertilization; *زراعة*) を用いた出産を選択する夫婦の増加である。これは主に、終身刑や十数年の長期間の刑期を与えられた男性囚と、刑務所の外で暮らす妻が、将来の家族の在り方をめぐり選択を決断している場合が多いようである。

イスラエル当局は、治安上の理由で収監中のパレスチナ人囚人に対して、身体的な接触のある家族面会および夫婦面会 (conjugal visit) を認めていない。赤十字国際委員会の立ち合いのもとで月に2度行われる家族面会も、最近では刑務所施設の近代化に伴い、ガラス窓越しに電話機を通した会話が行われている。6歳以下の子どもに限り、面会時間の最後の数分間を、親と同室の空間で過ごすことが認められている (Addameer, 2008)。

実際には、小さな容器に入れられた精子がどのように刑務所の塀をくぐり抜け、西岸地区やガザ地区の病院に持ち込まれて施術が行われているのかは、ごくわずかな当事者のみが知り得ることで、それらがおおやけに語られることも、問われることもない。また、体外受精そのものが妊娠治療の一環として広がりつつあるパレスチナ社会においては、その手法自体がめずらしいこととも言えないだろう。しかしながら、収監中の捕虜の親から子どもが誕生したという知らせは、必ずといって良いほどメディアで報道され、祝福を受けている (Stead and Ali, 2018)。そうして生まれた子どもの人数は、過去10年ほどの間に60人以上にのぼると言われている。2018年のハイファ映画祭で上映された作品の一つである短編映画『Bonboné』(2016, Rakan Mayasi監督)では、このようなパレスチナの捕虜たちをめぐる新たな現象が主題として描かれている。

ダッカ夫妻には、2020年春に生まれた長女のミラード (アラビア語では誕生の意味) がいる。夫のワリード・ダッカは1986年に逮捕されて以来、パレスチナ人捕虜としては最長の期間をイスラエルの刑務所で過ごしている一人である。刑務所内で執筆活動も行い、詩や創作の他にも政治的論考も発表するなど、捕虜として社会の知的影響力を持つ人物であ

るとも言える。ワリードが刑務所に居ながらにして結婚した夫婦はその後、子どもを産む権利を求めて長らく交渉や裁判を継続してきた。ワリードが約10年前に書いたという詩は、「将来のわが子ミラードに宛てて書く/それが私たちが将来の息子・娘に名付けたい名前だから/そして未来にそれを知っておいてもらいたいからだ」の書き出しで始まっている⁽⁴⁾。

5. おわりに

本稿では、イスラエルの刑務所に収監されているパレスチナ囚人の、とりわけ女性囚の体験に着目し、出産の権利をめぐる問題を取り上げた。一般的な投獄経験として語られる拷問や尋問の記憶の他に、時を経て語られ始めた女性による投獄経験には、刑務所内における出産や育児といった事象が挙げられる特徴があるからである。また、近年では、長期投獄を経験している男性囚とその妻との間で、体外受精による出産という選択が広がりつつある現象にもふれた。

生殖や出産の権利をめぐる問題は、一方では被占領地の住民を非人間化する暴力としての占領体制と、他方では女性囚に対するパレスチナ社会の家父長制的視線といった問題にも通じる問題である。後者に関しては、社会的には評価される抵抗運動の理想と出所後の困難な現実といった乖離 (Alian, 2011) や、監獄の塀を越えた体外受精が人生の封鎖を解くものとして祝福される一方で、生まれてきた子どもの父親が確かに結婚相手であることを周囲に正当化する必要性を女性が感じている点などがあげられる (Eglash and Taha, 2014)。何が問われ問われないのかといった問題も、社会の一端を示す語りであると言えるだろう。

参考文献

- Abdo, Nahla. 2014. *Captive revolution: Palestinian women's anti-colonial struggle within the Israeli prison system*. London: Pluto Press.
- Addameer. 2008. "In need of protection": *Palestinian female prisoners in Israeli detention*. Ramallah.
- Addameer. 2018. *Imprison of women and girls*. http://www.addameer.org/the_prisoners/women
- Antonius, Soraya. 1980. "Prisoners for Palestine: A list of women political prisoners," *Journal of Palestine Studies*, Vol. 9 (3) : 29-80.
- Alian (Hodaly), Ittaf. 2011. "Female prisoners and the struggle: A personal testimony," in Abeer Baker and Anat Matar (Eds.), *Threat: Palestinian political prisoners in Israel*.

- London: Pluto Press.
- Booth, Marilyn. 1987. "Women's prison memoirs in Egypt and elsewhere: Prison, gender, praxis," *Middle East Report*, No. 149: 35-41.
- Corporate Watch. 2015. "Born in an Israeli prison," in *Imprisoned voices: Corporate complicity in the Israeli prison system*. London: Freedom Press.
- Eglash, Ruth and Sufian Taha. 2014. "Palestinian prisoners are smuggling sperm out of Israeli jails so wives can have babies," *The Washington Post*. https://www.washingtonpost.com/world/middle_east/palestinian-prisoners-are-smuggling-sperm-out-of-israeli-jails-so-wives-can-have-babies/2014/05/02/f2b7f29e-cc8a-11e3-95f7-7ecdde72d2ea_story.html
- Francis, Sahar. 2017. "Gendered violence in Israeli detention," *Journal of Palestine Studies*, Vol. 46 (4) : 46-61.
- Hamdan, Mohammed. 2019. "'Every sperm is sacred': Palestinian prisoners, smuggled semen, and Derrida's prophecy," *International Journal of Middle East Studies*, Vol. 51 (4) , 525-545.
- Israeli Ministry of Public Security. 2018. "Special population prisons: The Neve Tirtza women's prison" (in Hebrew) https://www.gov.il/en/Departments/General/unique_prisons
- Jaffer, Mehru. 2011. "Interview: Palestinian women prisoners shackled during childbirth," <https://electronicintifada.net/content/interview-palestinian-women-prisoners-shackled-during-childbirth/9822>
- Masri, Mai. 2015. *3,000 Nights*. (film)
- United Nations Office on Drugs and Crime. 2014. *Handbook on Women and Imprisonment (2nd edition)*, *Criminal Justice Handbook Series*. New York.
- Stead, Rebecca and Wafa Ali. 2019. "'This is for Palestine,' says mum who gave birth through smuggled sperm," *Middle East Monitor*. <https://www.middleeastmonitor.com/20190605-this-is-for-palestine-says-mum-who-gave-birth-through-smuggled-sperm/>
- Wafa: Palestinian news and information agency. "The female prisoners who gave birth to their children inside Israeli prisons." (in Arabic) https://info.wafa.ps/ar_page.aspx?id=9667
- Zangana, Haifa (Ed.) 2017. *ḥafla li-thāera: filastinīyāt yaktubna al-ḥayāt*. London: e-kutub.

注

- (1) 行政拘禁の圧倒的大半は男性囚であり、その数も全体の囚人数に比較すると多くはないものの、近年では無期限の拘束に反対し、イスラエル当局を釈放交渉に応じさせる目的でハンガーストライキを行う囚人たちの中心的議題となっている傾向がある。それらの抗議運動は「尊厳の抵抗」とも呼ばれ、ハンスト中の囚人が唯一口にする食塩水にちなみ「水+塩=尊厳」といったスローガンもよく用いられる。
- (2) 1993年にイスラエル政府とパレスチナ解放機構（PLO）が相互承認を果たした上で交わされたオスロ合意以降、新設されたパレスチナ自治政府（PA）に被占領地における部分的な権限移譲がなされたが、イスラエル当局とPAによる治安協力の問題や、PAに批判的なパレスチナ人のPA当局による逮捕も近年では問題化しており、オスロ合意以前に見られた社会的な占領に対する民族抵抗運動は、パレスチナ国家の独立が達成されないままに失速している現状がある。
- (3) 女性囚による語りには、ブセイナ・ホーリー監督によるドキュメンタリー作品『Women in Struggle』（2004）や、そのインタビューで証言に応じた女性囚アーイシャ・オウデ自らによる自伝などがよく知られている。
- (4) 2017年9月にサナー・ダッカ氏との面会中に手渡された一般向け配布物より。

コロナ禍の南シナ海問題

—— 大国間で揺れるフィリピン ——

はじめに	44
1. フィリピンにとっての南シナ海問題	44
2. 南シナ海問題をめぐるフィリピンと中国	46
3. 南シナ海問題における米豪の立場	48
4. フィリピンの動きと今後の南シナ海問題	49
むすびにかえて	51

はじめに

2020年、新型コロナウイルスの感染が世界中で拡大し、世界各国が対応に追われるという事態となった。こうした中で中国は南シナ海における軍事化を着々と進め、香港問題などと相まって米中対立は一段と激化し、東南アジア諸国は米中の間で大きく揺れ動いた。2020年11月15日に閉幕したASEAN首脳会議において、ASEAN各国はアメリカと中国の対立に巻き込まれることを回避するため米中とは距離を置こうとする姿勢を鮮明に打ち出した。中国の力による支配に対してASEAN諸国の警戒は強く、議長国であるベトナムのフック首相は「平和と安定は、コロナ禍からの回復のために前提条件である」と強調した。また、フィリピンのドゥテルテ大統領もコロナ対策支援に対して米中両国への謝意を示しつつ、「この地域では常に大国が支配を競っているが、いかなる力にも追随せずに平和を守らなくてはならない」と米中による綱引きを牽制している⁽¹⁾。

そのフィリピンに注目すると、2020年のドゥテルテ外交は米中との間を往来し、両国から経済的利益、外交・安保上の利益を引き出そうとする動きが伺える。ASEAN加盟国の中でアメリカと同盟国であるフィリピンの姿勢はASEAN全体における南シナ海への対応に影響を与えることは言うまでもない。フィリピンの姿勢は南シナ海で軍事化を進める中国を食い止めたいたとするベトナムやマレーシアといった係争国のみならずASEAN全体の方向性を左右する。後述するように、アメリカとオーストラリアは南シナ海問題に対して2016年に仲裁裁判所が下した裁定を国際法上の見解として全面的に支持することを表明し、ドゥテルテ大統領も初めて2016年の裁定に言及した。本稿では2020年に南シナ海問題においてアメリカと中国の間で揺れ動いたドゥテルテ外交について時系列で整理・考察し、今後の方向性を導くカギとなる要素を見出すことを目的としている。

1. フィリピンにとっての南シナ海問題

近年、南シナ海問題はフィリピン、ベトナム、マレーシアといった係争当事国のみならずASEAN全体に波及し、ASEAN関連の諸会合において重大な争点の一つとなっている⁽²⁾。フィリピンにおける南シナ海問題に焦点を当てると、大きな転機となったのは2012年にフィリピンが領有権を主張するスカボロー礁を中国が実効支配したことである。この事態を受けて2013年1月、フィリピン政府はオランダのハーグにある仲裁裁判所に提訴し、南シナ海における権益を独自に設けた「九段線」で囲い込もうとする中国の主張の法的根拠を追及した。2014年以降、フィリピンは中国による南シナ海の軍事化を牽制す

るためスプラトリー諸島にある岩礁を埋め立て「人工島」を造成し、滑走路や港湾施設を建設するなど軍事化を進めてきた⁽³⁾。

2016年6月に開催された英戦略国際問題研究所 (IISS) が主催する「アジア安全保障会議」(いわゆるシャングリラ・ダイアログ) では南シナ海問題について議論され、南シナ海における中国の行動が国際社会で明確となった⁽⁴⁾。アメリカ代表として出席したマティス国防長官はトランプ政権の新戦略として「自由で開かれた太平洋」(FOIP) という地政学的概念に言及し、中国による人工島の造成やその軍事化を厳しく指摘するとともに、アメリカとして南シナ海における航行・飛行の自由を堅持するとして「航行の自由作戦」(FONOP) を続行すると強調した⁽⁵⁾。

シャングリラ・ダイアログが開催された翌月、ハーグの仲裁裁判所は国連海洋法条約に基づき、中国が主張する「九段線」には「国際法上の根拠がない」との裁定を下し、フィリピン側の主張を全面的に支持した。この裁定に不満を抱く中国とフィリピンの対立は激しさを増すようになった。対立の場となったのはスプラトリー諸島のパグアサ島である。フィリピンが領有権を主張するこの島で、2018年以降、フィリピンは滑走路、港湾施設の改修工事に着手すると、中国は多数の漁船とそれを援護する目的で巡視船と海軍艦艇を同島周辺海域に送るなどフィリピンに対して威圧的な行動をとるようになった。こうした中国の威圧的な行動に対してフィリピンはたびたび中国に抗議している。

しかし一方で、ドゥテルテ政権は中国が展開する「一帯一路」やアジア・インフラ投資銀行 (AIIB) などに積極的に参与する姿勢を示し、中国による経済支援を期待して南シナ海問題において対中和解とも捉えられる姿勢を示した。2019年3月、フィリピンのロレンザナ国防相は「南シナ海における中国との紛争を回避するため、アメリカとの同盟関係を見直すべき」と発言し、南シナ海における中国の海洋進出牽制のためアメリカが南シナ海での航行を増加させていることが武力衝突の危険性を高めていると懸念を表明した。フィリピン政府は、南シナ海におけるアメリカのプレゼンスを求めているのではなく、米中紛争に巻き込まれることに対して懸念を示し、同盟国であるアメリカとの関係よりも中国との経済関係を重視するようになっていった。

ドゥテルテ大統領はアメリカとの関係を否定する発言をするようになり、2019年の演説では「アメリカは南シナ海紛争に巻き込まれるのを恐れている」、「中国に軍事力で対抗するよりも中国と交渉を続ける方が賢明である」と述べ、中国との外交交渉によって実利を得るべきとの考え主張した。ドゥテルテ大統領は就任当初から米比同盟に対して懐疑的な姿勢を示し、南シナ海における中国の軍事行動に対して「アメリカとの同盟関係は役立たない」との立場をとってきた。その背景にあるのは、米軍がフィリピンから撤退した6年後の1998年に訪問軍地位協定 (VFA) を締結して事実上の米軍再駐留を認めたにもかか

わらず、2012年に中国がスカボロー礁を占拠したことであった。

しかし、完全に中国に歩み寄ったわけではない。アメリカとの同盟を否定すると同時期に中国に対する批判を強めるようになった。パグアサ島を含めフィリピンが実効支配する島の付近に多数の中国船がいるとして、フィリピン外務省は「国際法に反する」と中国を批判する声明を発表した。さらに南シナ海問題ではこれ以上、中国を近づけまいと「手を引かなければ自爆部隊を送る」と強い口調で中国に警告した⁽⁶⁾。中国が南シナ海で軍事施設の建設を続けていることに対するフィリピンの危機感が高まり、2019年4月に行ったアメリカとの合同軍事演習「バリカタン」では、米軍の最新鋭ステルス戦闘機F358を初めて投入して中国を牽制した。これまでドゥテルテ政権は中国から経済支援を得ることを優先して南シナ海問題を棚上げしてきたが、中国の軍事行動に批判を強める姿勢を見せるようになった。

2. 南シナ海問題をめぐるフィリピンと中国

2020年3月、中国の新華社はスプラトリー諸島で放射線環境自動観測ステーションを完成させ、試験運用を開始したと報道した。4月に入ると中国海警局の船がベトナム漁船に体当たりさせて沈没させ、4月中旬には中国の空母「遼寧」をはじめとする艦艇が南シナ海で訓練を行っている。4月18日、中国は南シナ海のスプラトリー諸島（中国名・南沙）とパラセル諸島（中国名・西沙）をそれぞれ管轄する「南沙区」「西沙区」を設置すると発表した⁽⁷⁾。中国は両諸島の軍事拠点を進め、西沙区政府はウッディー島（中国名・永興）に設置して中沙諸島も管轄し、南沙区政府をファイアリークロス礁（中国名・永暑）に設置するというのである。

これらは中国が軍事化を進めている拠点で、中国はこれまで三沙市が南シナ海の諸島全域を管轄していると主張してきた。しかし、支配権の強化を図って行政区を細分化し、これまでウッディー島やファイアリークロス礁を中心に周辺海域を埋め立て、軍用滑走路の建設やミサイル、レーダーの配備といった軍事化を進めてきたが、中国政府は4月20日の記者会見で「中国が西沙・南沙諸島とその周辺海域に主権を持っている」と主張した。

ベトナムは中国の行政区の新設に関し、「ベトナムの主権への侵害で強く反対する。間違った決定を取り消すべきだ」との声明を発表した。フィリピン国内でも中国政府に抗議すべきとの声が上がっていたが、これを受けて4月22日、ロクシン外相は中国による行政区の新設について、在フィリピン中国大使館を通じて中国側に抗議したとツイッターで明らかにした⁽⁸⁾。ロクシン外相は「中国の行動が国際法に反してフィリピンの主権を侵害

している」と主張し、さらに、フィリピン海軍の艦船が自国の領海内で中国からレーザー照射されたとして抗議したことについても明らかにしている。

3月以降、新型コロナウイルスが世界中で猛威をふるって感染が拡大し、アメリカ、欧州、日本、東南アジアの各国が対応に追われるようになったが、この頃から中国は南シナ海で強硬路線を歩みだした。3月10日に習近平国家主席は武漢市を視察し「ウイルス拡散の勢いは基本的に抑え込んだ」と表明しているが、中国はいち早く新型コロナウイルス感染を抑え込み、アメリカや東南アジア諸国が感染拡大防止のため余裕がない中で、南シナ海の実効支配を強めようとしているように見受けられる。

アメリカとの関係について、2月11日にフィリピンは訪問軍地位協定（VFA）の破棄をアメリカに通告している⁽⁹⁾。VFAはフィリピン国内における米軍の法的地位を定めたもので、米軍との合同演習や訓練などを可能にする法的根拠である。VFAの失効は通告から180日後と規定されているため、通告された2月11日から起算して8月9日に失効することとなっていた。しかし、6月に入ると一転してフィリピンはVFA破棄通告の6か月間停止をアメリカに申し出たため、これによってひとまず8月の失効は回避された。とは言え、ドゥテルテ政権はVFA破棄を一旦停止しているだけで完全に取り消したわけではない。もしVFAが破棄された場合には、南シナ海問題をめぐって対立するアメリカと中国の軍事バランスに影響を及ぼすことは明確である⁽¹⁰⁾。

7月27日、ドゥテルテ大統領はマニラにある議会下院で今後1年間の施政方針について演説した⁽¹¹⁾。この演説でドゥテルテ大統領は、フィリピンは独立した外交政策を享受し続けていると主張した一方で、南シナ問題については、外交的努力を続ける方針を表明した。また、中国と軍事的に敵対することは無力であり、「中国と戦争をする余裕はない」と述べ、中国との対立を回避すべきとの認識を示した。注目すべきは新型コロナウイルスのワクチンに関する発言である。中国がワクチンを開発した場合には、中国からの提供を受けたい考えを示し、「中国でワクチンが完成した際には、フィリピンが最初に供給を受けられるように嘆願した」と述べ、ワクチン確保について中国の習近平国家主席に支援を要請したことを公表した。

中国は東南アジア諸国に対してマスク外交やワクチン外交を行っているが、ドゥテルテ大統領は中国によるワクチン供与と引き換えに中国に歩み寄る姿勢を示したと言える。フィリピンは、アメリカとの同盟関係に関わる協定であるVFAの破棄を事実上見直し、アメリカとの関係改善を進める一方、南シナ海でフィリピンが実効支配する島に軍の船着き場を建造するなど、中国への反発を強めていただけに、こうした方針の変化を示唆したものと受け止められる。ワクチンと引き換えに再び領有権問題を棚上げにし、中国に歩み寄る姿勢を示した。

ロレンザナ国防相は8月3日の記者会見で、ドゥテルテ大統領がフィリピン海軍に対し、南シナ海で行われる他国との合同演習への参加を禁じたことを明らかにした。中国から経済協力を引き出したいドゥテルテ大統領は、米中の対立から距離を置く姿勢をアピールする思惑があるとみられる⁽¹²⁾。ドゥテルテは7月27日の施政方針演説で、海域での中国との領有権問題について「中国が占有しており、我々には何もできない」と発言するなど、対中弱腰外交に対して国内で批判を浴びていた。ドゥテルテ政権内や国軍にはアメリカの姿勢に同調し、引き続きアメリカとの同盟関係を重視すべきであるとの声も多い。

3. 南シナ海問題における米豪の立場

ポンペオ米国務長官は7月13日、南シナ海のほぼ全域に主権や権益が及ぶとする中国の主張について「大半の海洋資源を所有するという中国の訴えは完全に違法であり、資源を支配しようとする脅迫的な一連の行動も違法だ」とする声明を発表した⁽¹³⁾。南シナ海をめぐる中国の主張を完全に否定した2016年7月のハーグ仲裁裁判所の判決にも言及し「最終的で法的拘束力のある判断であり、アメリカの立場も裁判所と同じだ」と述べた。アメリカはこれまで領有権争いに関して、当事国同士の平和的な解決を促す立場にとどめてきた。しかし、「中国が南シナ海を自らの海洋帝国として扱うことを世界は認めない」と宣言し、アメリカは国際法に基づいて東南アジア諸国の海底資源への主権を守るとの立場を明示するとともに、中国に対抗する方針を鮮明にした⁽¹⁴⁾。

アメリカは南シナ海問題について、これまで2016年ハーグ仲裁裁判所の裁定に明確な立場を示すことはなかった。南シナ海における中国の活動を強引と批判し牽制してきたが、「違法」と明言し、国際法上におけるアメリカの立場を明確にしたことは、歴史的にも意義深い。係争国であるベトナムやフィリピンなどにとって追い風となり、欧州諸国などにも意思表示を促す圧力となりうる。また、ポンペオ国務長官は、中国がベトナム、マレーシア、インドネシア、ブルネイ近海で主張する海洋権益を否定し、他国の漁業、開発活動を妨害する行為を「違法」とであると非難した。

アメリカはこれまでも中国による南シナ海の軍事化に批判的であったが、トランプ政権は従来の中立的な立場を転換し、領有権を主張する東南アジア諸国への支持を明確にした。こうしたポンペオ国務長官の声明に対し、中国はアメリカが「意図的に事実と国際法をねじ曲げている」と反論した。米中関係は、新型コロナウイルスへの対応や香港での「香港国家安全維持法」の施行などをめぐって悪化の一途を辿っており、7月21日、トランプ政権はテキサス州ヒューストンにある中国総領事館を閉鎖するよう中国に命じ、これを受け

て中国政府もまた24日に四川省成都市にあるアメリカ総領事館の閉鎖を命じている。

7月23日にはオーストラリアも中国が南シナ海における領有権や海洋権益を主張していることについて、「法的根拠がない」として中国の主張を正式に退けた⁽¹⁵⁾。米中対立の緊張が高まる中、アメリカとの足並みを揃える形をとったと言える。オーストラリアは国連に宛てた宣言の中で、南シナ海の大部分を占める中国側の主張には「法的根拠がない」と明言し、「南シナ海における長期にわたる歴史的慣行で確立された歴史的権利あるいは海洋権益に対する中国の主張を拒否する」と強調した。2016年のハーグ仲裁裁判所の裁定にも言及し、「中国が南シナ海の領海あるいは諸島の外側を結ぶ領海基線を引くことができるという法的根拠はない」との立場を明確にした。

また、ベトナムやフィリピンの反論を引用し、「パラセル諸島とスプラトリー諸島における中国の主権は国際社会によって広く認められている」とする中国の主張を認めないと述べた。オーストラリアはこれまで、領有権を主張する係争国に対し、国際法に基づいて論争を解決するよう促してきたが、この宣言によってオーストラリアの立場が変化したことを明確に示した。オーストラリアと中国の関係は、中国武漢で発生した新型コロナウイルスの起源についてオーストラリアが国際的な調査を求めたことによって悪化しつつあった。

アメリカとオーストラリアがハーグ仲裁裁判所の裁定に基づいて中国の主張を完全に否定し、全面的に東南アジア諸国の後ろ盾となったが、ASEAN各国は米中対立から距離を置く姿勢を強めている。9月12日に閉幕した外相会議では、南シナ海問題をめぐる米中の応酬に対してASEAN閣僚からは「争いに巻き込まれたくない」との懸念が相次いだ。議長国であるベトナムのミン外相は9日の外相会議の冒頭において、「事態をこれ以上悪化させない立場を堅持する」と自制を求めた。ベトナムは4月に漁船を沈没させられていることもあり、「アメリカが南シナ海の平和を維持するために役割を果たすことを望む」とアメリカに対して関与強化を期待する意向を示した⁽¹⁶⁾。インドネシアのレトノ外相は、「米中対立には関わりたくない」と断言したが、ASEAN諸国は南シナ海における中国の挑発的な行動を問題視しつつも、中国の経済的な影響力を無視できず、米中対立と距離を置く動きを見せた。このようにASEAN諸国は米中対立から距離を置く動きが広がっている。

4. フィリピンの動きと今後の南シナ海問題

9月22日、ドゥテルテ大統領は国連総会の一般討論演説において事前に録画された演説を公開し、南シナ海全域の管轄権を有するという中国の主張を否定したハーグ仲裁裁判所

の判決について、「判決を葬り去る試みは断固として受け入れない」と述べ、九段線で南シナ海全域の管轄権を主張する中国を牽制した⁽¹⁷⁾。ドゥテルテ大統領はこれまで中国の主張を否定することやハーグ仲裁裁判所の裁定について公式に言及することはなかった。ドゥテルテ大統領は演説で、「フィリピンは国連海洋法条約に則した仲裁判決を支持する。判決や今や国際法の一部と言え、妥協したり、無効にしたりできない」と指摘し、中国が判決を無視する現状を強く批判した。「判決は無分別や無秩序、野望に対する勝利であり、支持する国の増加を歓迎する」と強調し、国際社会にフィリピンへの同調を求めた。

南シナ海問題で中国を厳しく批判する一方で、10月になるとドゥテルテ大統領は南シナ海での資源探査の再開を承認した。中国との共同開発を含め、3件のプロジェクトが再開する予定である。フィリピンと共同探査を協議している中国が、南シナ海の資源開発に乗り出す公算が大きくなったと地元メディアが報じている。フィリピンのエネルギー省は中国と領有権を争う西部のパラワン島周辺など3つの海域で、石油や天然ガスなどの資源探査の再開をドゥテルテ大統領が承認したと発表した。これらの海域をめぐるのは、中国の南シナ海進出に反発したアキノ前大統領が2014年から資源探査に関連する活動すべてを停止する大統領令を出していた。

しかし、ドゥテルテ政権は2018年にフィリピンと中国は南シナ海の共同資源探査に関する覚書を交わし、その具体的方法について協議を進めてきた。この中で、共同探査を実現させる条件の一つとして、フィリピン側の資源探査の再開があげられており、地元メディアは今回の大統領の承認によって共同探査の形で中国が南シナ海の資源開発に進出する可能性が高いと報じた。南シナ海問題に対して、中国に反発する姿勢を強めているドゥテルテ大統領であるが、資源開発においては中国からの経済支援も受けながら進めたいとの思惑があるとみられ、中国に協調姿勢を示した形となっている。

フィリピンのクーシー・エネルギー相は、サービス契約を締結した企業に探査活動の再開を通知し、石油探査の再開について「フィリピンと中国、またフィリピンのフォーラム社と中国海洋石油（CNOC）が進めている交渉に十分配慮し、誠意に基づいて決定した」と述べた⁽¹⁸⁾。これについて中国外務省の趙立堅報道官は、10月16日の記者会見で「中国とフィリピンは、南シナ海の資源の共同開発ですでに共通認識を得ており、話合いの協力メカニズムを設けている」と指摘した。「双方が歩み寄って共同開発を推進し、積極的な進展が図られると確信している」と述べている⁽¹⁹⁾。

この中国との共同開発が南シナ海問題を大きく揺るがす可能性がある。2019年9月、習近平国家主席とドゥテルテ大統領は共同開発について会談を行っているが、この中で、ハーグ仲裁裁判所の判決をフィリピンが無視することを条件に、南シナ海でのガス共同開発の権益の過半数をフィリピンに譲渡するとの提案を習主席から受けたことをドゥテルテ大統

領は明らかにしているのである。具体的には、ハーグ仲裁裁判の裁定とフィリピンの領有権の主張を無視すれば、中国側はフィリピンの排他的経済水域（EEZ）にあるリードバンクの共同ガス開発事業の権益60%をフィリピンに譲渡するという内容である⁽²⁰⁾。2016年のハーグ仲裁裁判所は、中国の主権の主張を全面的に退け、フィリピン沖約85キロにあるリードバンクのガス田を開発するフィリピンの権利を明確化する判断を下している。

ドゥテルテ大統領は2019年までは南シナ海における中国による人工島造成などの活動について対立を回避してきたが、フィリピンが仲裁裁判の裁定を無視して中国と協力することに合意すれば南シナ海問題の係争国であるベトナムやマレーシアなどが不利な立場に置かれることからフィリピンの中国寄りの姿勢に対して懸念する声が高まっていた。2019年の会談で習主席の提案にドゥテルテ大統領が同意したかは明らかになっていないが、仲裁裁判のEEZに関する部分については、「経済活動を確保するために無視する」と言明していた。

ドゥテルテ大統領と習近平国家主席の会談から一年が経過し、資源探査の再開が承認されたが、先述のとおり、承認するわずか1か月前の9月にドゥテルテ大統領は2016年ハーグ仲裁裁判所の判決に初めて言及して中国を牽制している。中国との共同開発が再開した場合、2019年の「ハーグ裁判所の判決を無視することを条件に」という習近平の提案をドゥテルテが受け入れたかどうかは不明であるが、今回の共同開発の再開に際して、中国政府とフィリピン政府の間で交渉が行われた可能性はある。この資源探査における中国との共同開発の再開が南シナ海問題を大きく揺るがすことになりかねない。

むすびにかえて

2020年11月15日、ASEAN関連の首脳会議が閉幕した。トランプ大統領に代わって出席したオブライエン大統領補佐官（国家安全保障問題担当）は、ASEAN諸国に対してアメリカがASEAN諸国を支援するとともに、南シナ海における航行の自由を確保し、貿易相手としてASEANを重視していることを強調した。しかし、ASEAN加盟国内ではトランプ大統領が欠席したことを受け、アメリカ国内で「アジア軽視」が進んだとの見方が強く、政権交代が確実となっていることもあって、南シナ海問題に対してトランプ政権は主導権を十分に発揮できなかったとの見方が強い。こうした状況からASEAN加盟国は「トランプ後」の米中関係を見据えて対立から距離を置く姿勢を示している。

ドゥテルテ大統領は南シナ海問題においてこれ以上、中国には近づけさせないという思いを強く抱いているものの中国から実利を得たいとする思惑もあり、中国に対して「牽制」

と「歩み寄り」を繰り返している。ドゥテルテ大統領は初めて2016年の仲裁裁判所の裁定に言及し、国際社会への支持を訴えた。南シナ海問題においてはこの立場をフィリピン政府が堅持していくことが重要であるが、その上で注目すべき点は、VFAをめぐるアメリカとの同盟関係と資源探査をめぐる中国との共同開発の行方である。前者においては、ドゥテルテ大統領は「ボールはフィリピンの手にある」と考えており、VFA問題を交渉材料としてアメリカに対して経済支援や軍事支援、新型コロナウイルスのワクチン供与など強い態度で迫る可能性がある。後者については、「2016年の仲裁裁判所の裁定を無視すれば」という習近平が提案したとされる条件をドゥテルテがどのように捉え、共同開発の再開に際して中国との間で何らかの交渉が行われたとすればそれがどのような形で共同開発が進められていくのかがカギとなる。

注

- (1) 『日本経済新聞』2020年11月15日。
- (2) 黒柳米司「南シナ海紛争とASEAN: 三つの傾向・一つの兆候」櫻川明巧・山本武彦ほか『海洋と国際関係』(内外出版、2019年)。
- (3) 南シナ海問題については、Nehginpao Kipgen, *The Politics of South China Sea Disputes* (New York: Routledge, 2020) を参照。
- (4) シャングリラ・ダイアローグ2016を参照。〈<https://www.iiss.org/events/shangri-la-dialogue/shangri-la-dialogue-2016>〉
- (5) 黒柳、前掲論文、36～37頁。
- (6) 『日本経済新聞』2019年4月17日。
- (7) 『日本経済新聞』2020年4月20日。
- (8) 『日本経済新聞』2020年4月23日。
- (9) *Nikkei Asia*, February 11, 2020. 電子版 〈<https://asia.nikkei.com/Politics/International-relations/Philippines-to-terminate-troop-agreement-with-US>〉
- (10) VFA問題については、拙稿「訪問軍地位協定をめぐる米比関係」『海外事情』11・12月号、第68巻6号(拓殖大学海外事情研究所、2020年)121～132頁。
- (11) 演説の全文はフィリピン政府ウェブサイト参照。〈<https://pcoo.gov.ph/wp-content/uploads/2020/07/20200727-5TH-State-of-the-Nation-Address-of-Rodrigo-Roa-Duterte-President-of-the-Philippines-to-the-Congress-of-the-Philippines.pdf>〉
- (12) 『読売新聞』2020年8月4日。
- (13) 『日本経済新聞』2020年7月14日。
- (14) 『毎日新聞』2020年7月14日。
- (15) BBC NEWS, July 25 2020. 〈<https://www.bbc.com/news/world-australia-53536173>〉
- (16) 『産経新聞』2020年9月10日。
- (17) 国連ウェブサイト参照。〈<https://news.un.org/en/story/2020/09/1073072>〉
- (18) フォーラム社はフィリピンのPXPエナジー(PXPPS)の子会社であり、南シナ海のリード堆でガス探査プロジェクトを運営している。PXPとCNOOCは同鉱区での共同探査、開発を協議している。
- (19) *Asia Times Financial*, November 12 2020. 〈<https://www.asiatimesfinancial.com/china-to-start-big-oil-and-gas-project-in-south-china-sea>〉

- (20) CNN World, September 13 2020. <<https://edition.cnn.com/2019/09/12/asia/duterte-xi-south-china-sea-deal-intl-hnk/index.html>>